

平成27年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成27年6月1日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会期決定について	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 2号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	報告 報告 (一 括) 即 決
第 4	報告第 4号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 5	認 第 3号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））	
第 6	報告第 3号	予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）	報告
第 7	報告第 5号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報告 (一 括)
第 8	議案第38号	訴えの提起について	
第 9	認 第 1号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）	即 決 (一 括)
第10	議案第39号	大竹市太陽光発電設備基金条例の制定について	
第11	議案第42号	大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に関する協議について	生活環境付託
第12	認 第 2号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）	即 決 (一 括)
第13	議案第40号	大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について	
第14	議案第41号	大竹市立学校設置条例の一部改正について	総務文教付託
第15	平成27年請願第1号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書採択について	生活環境付託 (一 括)
第16	平成27年請願第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	

+

○会議に付した事件

- 日程第 1 会期決定について（表決）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 2号から日程第 5 認 第 3号（報告・即決）
- 日程第 6 報告第 3号（報告）
- 日程第 7 報告第 5号から日程第 8 議案第38号（報告・付託）
- 日程第 9 認 第 1号から日程第11 議案第42号（即決・付託）
- 日程第12 認 第 2号から日程第13 議案第40号（即決・付託）
- 日程第14 議案第41号（付託）

○日程第15 平成27年請願第1号から日程第16 平成27年請願第2号（付託）

○出席議員（16人）

1番	寺岡公章	2番	和田芳弘
3番	大井涉	4番	網谷芳孝
5番	藤井馨	6番	乃美晴一
7番	児玉朋也	8番	北林隆
9番	山崎年一	10番	細川雅子
11番	上野克己	12番	原田博
13番	二階堂博	14番	田中実穂
15番	西川健三	16番	山本孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎		
副市	長	太田勲男		
教	育	長	大石泰修	
総務部	長	政岡浩		
市民生活部	長	青森浩治		
健康福祉部	長兼	正木丈治		
福祉事務所	長			
建設部	長	大和伸明		
上下水道局	長	平田安希雄		
消防	長	西岡靖		
総務課長	兼任	米中和成		
選挙				
管理委員会	事務局	長	吉岡和範	
企画	財政	課	長	吉田茂文
自治	振興	課	長	北林繁喜
市民	税務	課	長	田中英徳
環境	整備	課	長	野島等
社会	健康	課	長	吉原克彦
福祉	課	長	佐伯隆文	
保険	介護	課	長	香川晶則
監理	課	長	下隠俊作	
都市	計画	課	長	重本隆男
上下水道局	業務	課	長	野崎光弘
総務	学事	課	長	

○出席した事務局職員

議会事務局	長	福重邦彦
議事係	長	三浦暁雄

会期決定について

平成27年6月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

平成27年6月1日提出

大竹市議会議長 寺岡 公章

自 平成27年6月 1日

15日間

至 平成27年6月15日

会期日程表

期 日		会 議		付 記	
月 日	曜	本会議	委 員 会		
6. 1	月	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・請願上程（付託） ・散会 	
2	火	(予備日)			
3	水	休 会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～	
4	木		生活環境委員会	付託案件審査 10時～	
5	金		岩国大竹道路対策特別委員会 まちづくり対策特別委員会 安心安全対策特別委員会	10時～	
6	土				
7	日				
8	月				
9	火				
10	水				
11	木				
12	金				
13	土				
14	日				
15	月		本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・一般議案委員長報告（表決） ・請願委員長報告（表決） ・閉会

+

平成27年6月大竹市議会定例会（第2回）

一般質問表

- 1 16番 山本孝三 議員
質問方式：一括

核廃絶・核の非人道性・非合法化にむけて

- ・非核平和首長会議に加盟する大竹市長としてさらなる取り組みを求めます。
改めて市長の所信を伺います。

マイナンバー制度について

- ・制度導入のメリット・デメリットについてどういう認識をされていますか。
- ・制度上の問題点は解消できるのでしょうか。

- 2 12番 原田 博 議員
質問方式：一問一答

地域包括ケア構築に向けた現状、取り組みについて

介護保険法の改正後の動向の中で、新たな仕組みとしての地域包括ケアシステム構築の必要性については、高齢者社会への一助となるよう、大きな期待があることは確かです。

一方、これまでも医療・介護の連携は図られており、何が問題であったのか、検証を含め、今後の方向性について疑問・不安を感じてなりません。

自助、共助が基本理念にある中、高齢者がはたしてどこまで自らの健康、生活を維持、支えていかれるのか。もう一方の支え手である家族・地域のコミュニティの現状、課題など、高齢化、担い手不足などの大きな難題も山積している状況下、地方で対応しているのか。専門職員、財政に余裕がないなど、今後の道のりに険しさを感じます。

地域で完結する在宅生活・看取り、或いは、地域、医療、介護との連携・調整など、その役割は大きなものがあり、其々の事業者、ボランティア、地域、家族が個別に努力すれば上手くいくものではなく、如何にそれぞれの機能、役割を調整、つないでいくのか。地域の調整ができる自治体・団体がいかに指導力、旗振りができるかが鍵だと考えます。

つきましては、地域包括ケア構築にむけた現状、取り組みについて問います。

- 3 3番 大井 渉 議員
質問方式：一問一答

行政が発信する「福祉」「まちづくり」とは具体的にどのようなことをするのですか。財源の裏づけはあるのですか。

- ・地域福祉、高齢者福祉、健康福祉、公共福祉など広報誌や総合計画でいう福祉とは具体的にどのようなことをすることですか。
- ・まちづくりという事は一体、何をどのようにしてまちを作ろうと思っているのですか。
- ・これらを行うための財源の裏づけを示してください。

4

7番 児玉朋也 議員

質問方式：一問一答

大竹市の人口減少策について問います。

人口減少を食い止める出生率向上及び、若者の人口流出防止策として、「近居」の促進を提案します。立地条件の良い市営住宅解体跡地などを利用して、子育て世代に「親世代と住居は異なるが、日常的に往来のできる範囲に居住する」「自治会加入」などを条件にして安価に売却するなど「近居」を促進すれば、地域活動が活発になり、子育てし易い「まち」になると考えますが、いかがでしょうか？

5

10番 細川雅子 議員

質問方式：一問一答

障がいのある方やその家族が「笑顔・元気 かがやく大竹」になるための障害者基本計画と福祉計画について考えましょう

国の障害者施策は、平成5年障害者基本法が制定され、障がい者の「完全参加と平等」を推進してきました。その法律に基づいて作られているのが市の障害福祉計画です。障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的に進めるための市の基本的な計画です。

平成18年4月に最初の計画が作られ、この度、議会に第2次の計画が示されました。最初の計画ができてから10年近くが経ち、本市の障がいのある方々の状況はどのように変化してきたのでしょうか。前進したと評価できるところはありますか。また、障がいのある方やその家族の方々が笑顔で安心して暮らせるまちづくりへの現状と課題についてお尋ねします。

十

10時00分 開会

○議長（寺岡公章） 皆様、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、児玉朋也議員、8番、北林 隆議員を指名いたします。

本日の議事日程、会期決定について、一般質問通告表、請願集、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、繰越明許費、繰り越しなどの報告についてを初め、大竹市土地開発公社の経営状況について、専決処分等の報告及び御承認を求めることについて、訴えの提起について、条例の制定及び一部改正について、大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に関する協議についてなど、合わせて12案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど御説明をいたします。

議員の皆様方におかれましては、どうか十二分に御審議をいただきまして、ぜひとも御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会期決定について

○議長（寺岡公章） 日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月15日までの15日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 一般質問

○議長（寺岡公章） 日程第2、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は、従来例により5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） それでは、本定例会におきまして、私が2つのテーマについて市長に率直な御意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、核廃絶・核の非人道性、また核の非合法化に向けて。

御承知のように、国連本部におきまして、2つの大きな国際会議が開かれました。その1つは、1970年以来、繰り返し核の廃絶と非合法化に向けての取り組みをする上での国際会議、いわゆる核軍縮・核拡散防止の条約に加盟する国々が参加をして、具体的な核廃絶のための取り組みを連帯しながらやろうという会議であります。

日本は、1976年、6年おくれてこの会議に批准をいたしておりますけれども、5年ごとに開かれるこの国際会議では、まさに核の非人道性、非合法化に向けての国際世論を背景にした議論が非常に活発に行われている状況でございます。これと並行して、大竹市も加盟をいたしております平和市長会議、非核宣言をしている都市の市長会議が国連本部で行われました。ここでも、この核軍縮会議のテーマ、その取り組みに連帯をする形でさまざまな催しが行われ、大きな成果を上げたように私は感じております。

そこでお伺いしたいのは、大竹市が加盟する平和市長会議、この会議の役割も一層大きなものになっておると思いますが、昨今、被爆70周年を節目とするこれからの取り組みの上で、大竹市長も加盟都市の一員としてメッセージを寄せられておりますけれども、これは新聞紙上で紹介をされた程度で、多くの市民の皆さんには、そうした市長のプレーは、ほとんどの人が御存じないと。非常に残念なことだと思うんですね。国際的な世論が高まる中で、また、非核の廃絶に向けた市民の願いが大きくなっているときに、せっかく市長がこのことに関してのメッセージを寄せられたとしても、市民の皆さんにはそれが届かない。こういうことでは、せっかくの市長の思いも、市民と共有することにならなくて

はないかというふうに私は思うんですが、改めてそのメッセージなるものをこの場で紹介をしてもらって、市民と大いに思いを共有して、今後の取り組みを進めてもらいたいというふうに思います。

それで、この2つの国際的な会議の催しの中で、私の目にとまった記事がございます。それは、非常に短い文章なんで紹介したいと思うんですが、小学校から高校3年までのジュニアの人たちが49名、国連本部で開かれたこれらの会議に呼応して取材をされておるとい記事の中に、ジュニアの2人の方が、岸田外務大臣にインタビューを求められて、そこで日本の核兵器廃絶の取り組みについての意見を求めた、こういう記事が紹介をされておるので、短い文章ですから皆さんにもこの機会に紹介をしたいと思うんですが。

外務省職員も同席をして、緊張感漂う中で始まった岸田文雄外務大臣へのインタビュー。こういう書き出しで、目を見て話を聞いてくれたので、落ちついて話せました。

「核兵器廃絶のため、若者に何ができるか」との質問には、「期待は大きい。引き続き世界に伝えていってほしい」と答えてくれました。手元の紙を見ながら話したのが、残念でした。これは写真がここにあるんですが、岸田外務大臣が1枚のペーパーを持ってインタビューに答えておられる写真がここにあるんですが、そのことが若い人には非常に、何となく残念だというふうなことを言っておられるんですね。

しかし、追加で「私たちの声は政府や国連に届いていますか」というふうに尋ねると、「多くの国の人たちの心を打っている」と優しく教えてくれました。率直な考えが聞けてよかったです。

外務大臣は、「核兵器を持つ国と持たない国の間で、日本は「非人道性」という共通認識の触媒となるべきだ」と語りました。触媒は、それ自身は変化しないが、他の化学反応の仲立ちとなるという意味です。まさに、国連に提案はしても、日本自身の具体的な行動が見えにくい現状をあらわしていると感じました。

こういう率直なインタビューの紹介が記事になっております。

それでは、この核拡散防止条約に加盟する国々の会議の最終的な文書の合意が、ついでできなくて、残念だという一面もあるんですが、しかし、156カ国がこの核の非人道性、また、それを非合法性の最たるものだということで、法的に縛ろうという議論を強めておるわけですが、そのことに関しては、決して国際世論も、関係各国の首脳も、核を持つアメリカやロシア、中国、イギリス、フランスに対して、決してそのエゴ的なありようを認めたわけではない。むしろ、逆に国際世論は大きく高まっておるし、核を持たない国々の指導者は、一層声を強めて多くの国民とともに、この核廃絶の取り組みを一層進めようという機運が今回の会議の中で強まったというふうに多くの関係者が指摘をされております。一部の新聞紙上では、合意文書に至らなかったという否定的で悲観的な記事も見られますけれども、決して中身はそうではない。

また、広島市長を初めとして、国連本部で開かれたいろんなイベント・催し物、こういうことを展開された平和市長会議の幹部の皆さんも、大きなこれからの取り組みへの期待を表明をされておるところです。

ただ、日本の国民として、被爆国の国民として残念に思うのは、世界各国の首脳が広島



や長崎に来て、原爆の悲惨さを実際に見て、そこで非核への思いを一層強めてもらうような、そういうことをやってほしいという願いは文書には盛り込まれなかった。このことは私自身も残念に思っておりますけれども、決して国際世論がそのことで後退をしたとか、世論が停滞をするとかいうことでは決してないと、こういう確信を持って、今回、質問をさせていただいております。

さきに申し上げました市長のコメントを、ひとつ紹介していただくことを重ねてお願いをいたします。

次のマイナンバー制度の導入についてお伺いするんですが、ことしの当初予算には一定の予算措置がされておることは、私も承知をしております。

そこでお伺いするんですが、住基カードというのが十数年前に制度化されて、既に市民の皆さんも登録をされている方もあろうかと思えます。この住基カードの業務の内容、今回のマイナンバー制度の導入に基づく業務の内容、まずどこが違うのか、そこんところを、ひとつ明らかにしてもらいたいと思えます。

それから、こういう制度を導入するたびに、多額の税金を使う。果たして費用対効果が、市民の目から見ても妥当性のあるものかどうかということに、私自身は疑問を持っております。

そこで、このマイナンバー制度による費用負担というのは、どういうことになるのか。全額、国が負担をするわけでもないでしょうし、行く行く、将来にわたって市民負担がふえるけれども、その利用の度合いは住基カードとかわりゃあせんと。費用対効果を検証すれば、非常にロスも大きいし、多額な投資をした効果がないということになっても困るんじゃないかと思うわけで、そこらあたりの財政問題、将来負担、そういったことに関連して、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

それから、まだ運用は実際には28年の1月1日からということに制度上はなっておりますが、将来的に、なし崩し的に、この制度が各分野にわたって利用されるということになる、国民の知らない間にプライバシーの侵害も含めた心配もあるわけですが、制度上、これはどういうふうな順序を踏んで、行政分野の情報とか、市民サービスとかの業務が展開されるのか、その辺の手順のことも、あわせて聞かせてもらいたいと思えます。

それで、私が心配する1つに、これはあくまで個人が登録を、番号が決まっても、カードをもらうかもらわないか、利用するかどうかの選択は個人の希望するかどうかにかかっているというふうに言われておるんですが、そうであっても、番号が決まれば、個人情報集積をされて、それから漏えいするとか、悪用されとるということは、依然として残るわけですね。そのことに関して、国の方では、特定個人情報保護評価ということをやりたいと、こういうことを指導しているそうですが、全国の1,788自治体のうち、まだ34%がこの個人情報保護評価についての業務をやっていないと、こういうふうには報道されているんですが、大竹の場合はどういう状況でしょうか。

それで、この制度が導入されて運用が広がると、一部では、医療保険や年金等の手続きが簡単にできるというメリットがある。しかし、結局、住基カードと同じように、住民票や所得証明をもらう際の利便性があるだけで、それ以上の別段のメリットはないというふう

にも言われておるんで、そこらあたりを、税務のほうではどういう業務をやるんか、それから災害対策についてはどこまでの業務をやるのか、あるいは健康管理について、福祉の分野について、どこまでの業務をやるんか、そういうことがよく私にはわかりませんし、市民の皆さんにも理解をされてないと思うんで、その辺のことも、あわせてひとつ説明をお願いしたいと思うんです。

で、心配なのは、今、診療報酬等の請求をする上でレセプト点検をやっておりますが、この業務は、結局は個人の健康状態、こういうものも家族ぐるみで管理をされるわけですね、情報が一元化するわけですから。そういうことになると、これ、非常にプライバシーにかかわる問題。その上に、学歴がどうだとか、日常の社会生活の動向がどうだとかいうようなことまでこのカードにインプットされて、行く行くは国民監視の最たる機能を発揮するようなことになったんでは困るんですが、法的にはどのような規定になって、市町の段階での運用はどこまで規制がかかるのか、そういったことを、ひとつ率直に聞かせていただきたいと思います。

以上、登壇しての質問を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 御自身の御体験を踏まえて、被爆戦後70年を迎え、さらに高まる非核への訴え、深く感じさせていただきました。

70年前、この大竹市におきましても、国民義勇隊や動員学徒の皆様を初め、多くの方が原爆の犠牲となりました。核兵器の悲惨さを身をもって体験した広島に住む者として、私たち大竹市民は、核兵器の廃絶を強く訴え、核兵器による惨劇が二度と起こることのないように取り組んでいく責務があるものと考えております。御質問ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

1点目の核廃絶・核の非人道性・非合法化に向けて、まず、平和市長会議の取り組み状況についてお答えいたします。

平和市長会議の加盟都市の数は、平成27年5月1日現在、160カ国、6,675都市となっており、国内にあっては1,560都市であり、本市も含め、国内の自治体の約9割が加盟しているところでございます。

平和市長会議の最近の取り組みといたしましては、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン」の展開を図り、主に広報啓発活動による世論の喚起や国際機関への要請文の発信等の取り組みがなされております。

つい最近では、ニューヨーク市で開催されました核兵器廃絶の国際会議であります「NPT再検討会議」にあわせまして、平和市長会議の会長である広島市長が現地に出張され、アピール集会等の開催や関連する各種会合への出席、各国の政府関係者等との面会、要請文や署名の国連への提出等を行われたとのことでございます。

また、昨年末に広島市長から、国内の加盟自治体の市長に対しまして、中国新聞社の事業である、被爆70周年平和メッセージへの協力依頼がありました。私もその趣旨に賛同し、メッセージを届けたところでございます。この場をおかりしまして、そのメッセージを紹

介させていただきます。

昭和20年8月6日8時15分、人類史上初めての惨劇から70年が過ぎようとしています。大竹市では、国民義勇隊や学徒動員で広島に赴いていた数多くの市民が原爆の犠牲となりました。原爆の悲惨さを身をもって体験した私たちは、核兵器による惨劇が二度と起こらないよう懸命に取り組んでいく責務があります。広島から日本中、そして世界中に向けて、平和へのメッセージを発信し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和が一日も早く実現することを心から願います。

以上が大竹市長として発信したメッセージでございます。

なお、本市以外にも、ことし1月末ごろから、順次、国内の加盟自治体の市長、さらには国外の加盟自治体の市長からのメッセージが紙面に掲載されているところでございます。

私は、被爆地である広島県内の市長として、残念ながら、いまだに各国での実施がやむことのない核実験に対しまして、毎回、抗議文を送付し、抗議の意志を示しております。また、このような抗議活動は、平和市長会議に加盟している県内の自治体も同様に取り組んでおります。核兵器の廃絶に向けて、各自治体が独自の取り組みを行うことも大切なこととございますが、平和市長会議という、いまや全世界に広がりつつある組織に加盟している本市といたしましては、平和市長会議の方針のもと、加盟自治体と歩調を合わせながら、一層連携した取り組みを行っていくことが効果的であると考えております。

また、ことし秋に広島市で平和市長会議、国内加盟都市会議が開催される予定でございます。日程が合いますれば参加いたしまして、他市の取り組み状況等、さまざまな御意見を伺ってみたいと考えております。

次に、2点目のマイナンバー制度についてお答えいたします。

マイナンバー制度の根幹となる個人番号の通知や利用につきましては、平成27年10月から、お一人お一人への番号の通知が始まり、平成28年1月からは個人番号の利用が始まります。この制度に対応するため、平成26年度から庁内で利用しています、基幹業務システムの改修に着手しているところでございます。

また、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護委員会規則に基づき、平成27年3月に特定個人情報保護評価を実施し、評価書を同委員会に提出するとともに、市ホームページで公表しております。

今後は、システムの改修を進めながら、制度の運用開始までに個人情報保護条例の改正やマイナンバーの利活用条例の制定を進めてまいります。

続きまして、基幹業務システムの改修費用でございますが、平成26年度から平成27年度までで、約9,500万円を見込んでおります。

このシステム改修への国の財政的な支援措置としましては、総務省及び厚生労働省ともに補助対象経費の3分の2から10分の10に相当する額の国庫補助金が交付されるほか、地方交付税による財政措置も行われることとなっております。現在のところ、約9,500万円の改修費用に対して、補助額は約3,400万円と見込まれ、地方交付税による財政措置を含めて、残り約6,100万円の一般財源が必要と見込んでおります。

また、マイナンバー制度の導入の目的でございますが、行政を効率化し、国民の利便性

を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤とすることでございます。

その効果を具体的に3点申し上げますと、1点目としましては、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援が行える社会保障制度とすることができること。

2点目としましては、添付書類の削減などが可能となり、行政手続が簡素化され、市民の皆様の負担が軽減されること。また、市民の皆様が行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からのさまざまなサービスのお知らせを受け取れたりすることが、今後可能となる予定であることなど、利便性の向上が将来において期待できることもございます。

最後に、3点目としましては、行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合や転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されることが挙げられております。

しかし、これらの効果がある一方で、個人情報漏えいするのではないかと、マイナンバーがどのようなことに利用されるのかといった、マイナンバー制度への懸念の声があることも確かでございます。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策分野にかかわる手続の中でも、法令や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用できないよう制限されています。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法では、個人情報保護法よりも罰則の種類が多く、法定刑も重くするなどの保護措置がとられているところでございます。

今後、庁内においても、これまで以上に個人情報の取り扱いについて注意し、国から発表されたガイドラインに従って、情報漏えいなどのセキュリティ対策をしっかりと施す必要があると考えております。

また、番号法の完全施行前の段階でございますが、国においては既に、戸籍事務、旅券事務、医療健康、介護情報の管理・連携事務、自動車登録事務のほか、マイナンバー利用事務との関連があり、社会全体の効率化や国民の利便性向上に資する分野について、利用範囲拡大に向けた検討も行われているようでございます。

本市としましては、マイナンバーの利用範囲の拡大に対する懸念につきましては、国に対しても、しっかりとした対応を望みたいと考えております。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 平和非核の取り組みの問題なんですが、以前、私はアメリカの核実験が繰り返される過程で、入山市長は、その都度、抗議の電報を大使館なり関係機関に送付をされて、大竹市民の意志を代弁されてきた経緯があるんですが、その際にも私は、市広報を発行してるわけですから、毎月、市民の声を代弁する市長の、こうした平和への取り組みや、非核拡散防止の取り組みなり非人道性の訴えについて、市民の思いを共有した姿勢を示してもらいたいと。そのためには、市広報にその都度掲載をして、市民に対しての一層の理解、連帯を強めるというふうなことが大事ではないかということを繰り返し申し

上げてきたんですが、このことについては、どういうお考えですか。ただ市長室から文書を送ったとか、抗議をしたとかいうことだけでなく、市民とともに上げるべき声を上げる、求めるべきは関係機関に求めるということが、非常に今大事なんじゃないか思うんですが、改めてこのことについて、ひとつ市長の見解を。広報発行の責任ある部署におられる職員の皆さんも、どういう感覚なのかね。市長のほうから指示がなけな、やらんいうことですか。広報いうのは、その性格のものじゃないでしょ。そういったことで、改めてひとつ意見を聞かせてください。

それから、今のマイナンバーのことですが、具体的にもう少し聞かせてもらいたんですが、災害情報の分野でこのマイナンバー制度が活用されるというふうに言われておりますね。それから、社会保障制度の分野で同じように活用される、それから税務のほうでも活用されるんだということなんですが、それぞれの担当のところで、一、二具体例をひとつ示して、わかりやすいように紹介してもらいたいです。お願いします。

○議長（寺岡公章） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 抗議文のアピールでございますが、市広報というのは、残念ながら即時性が少ないということがありますので、ホームページに直ちに掲載するという形を現在とらせていただいております。

なお、8月におきましては、平和の思いということで、原爆に関する特集号ということで、いろんな啓発の記事を掲載させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（寺岡公章） 市民税務課長。

○市民税務課長（北林繁喜） マイナンバーの利用についての御質問でございます。

マイナンバー、先ほども申しましたように、社会保障、それから税及び災害対策の3分野に限定されております。一括して申しますと、社会保障の分野では、年金の資格取得、ハローワークの事務、雇用保険法による失業等給付、さらに、医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付及び生活保護等に利用されることとなっております。

続きまして、税の分野でございますが、税務当局に提出する確定申告書、届け出書及び法定調書等への番号の記載、並びに税務当局の内部事務などに利用されることとなっております。税の関係、私の部署でございますが、これにより、所得捕捉の精度が向上いたします。例えば、離れて暮らす両親を兄弟それぞれが二重に扶養親族しているケース、子のアルバイト収入が基準額を超えているにもかかわらず、親が子を扶養親族にしているケースなど、非違事例などを確認することができるようになっております。

最後に、災害対策の分野でございますが、被災者生活再建支援金の支給、それから被災者台帳の作成事務等に利用されることとなっております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 今、政岡部長が言われたのは、広報に掲載するということですか、今後。どうなるんですか。ちょっともう一回。私は、少なくとも広報を発行してるんだから、ちゃんとその都度、広報に掲載をして、市民と思いを共有する、そういう連帯の気持ちなり、

市長の思いが市民に伝わるようにするべきじゃないかということをおっしゃるんでね、だから掲載するかせんかということだけで、はっきりするんです。だから、もう一回答弁してください。

それで、マイナンバーについて重ねて聞くんですが、これは既に国会で法律が成立して施行される具体的な、今、10月1日から番号が通知されるということをおっしゃいましたが、これは具体的な施行令ですね。だから、来年、28年1月1日になると、希望者にはカードが写真入って交付されるというような段取りになつてということですが、具体的に国で決まった法律の、そのものは、担当のところにはあるんですか。

今ここで、ざっと短時間であれこれ聞いても、そう私も頭がいいわけでないから、全部は飲み込めるところもあるんでね、そういう、まず法律の規定がなし崩しにやられるということがないようにせにゃあいかんしね。特に、個人情報に外に漏れたり悪用されたりすることがないように、個人情報保護に関する評価が、誰がどうやってそういう評価をして、オーケーになったじゃあいうようなことは、議会に説明もありやあせんし、私も全然わからんのでね、そういうことをきちんと、市民の皆さんにも理解してもらおうようなことをやるべきだと思うんですね。市民の皆さんの声を代弁する議会が、そういうこともまだ知らんよというようなことじゃあ、それこそ議会の役割も果たせんし、制度の運用上、どうあるべきだとか、こうあるべきだとかいうような意見も出す機会も余りない、いうことでもよくないんで、まずその基本的なところを聞かせてもらいたいんですが、この法律というのは、担当の部署にはあるんですか、ないんですか。

で、実施されるこの条文上の第何条と何条が、こういうように具体化されますよというふうに我々も理解したいんです。その上で、意見があつたり要望があつたら、やっぱり大いに議論を尽くして遺漏がないようにするというのが大事なことです。もう一度その辺のことを聞かせてください。

○議長（寺岡公章） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 原爆の、核実験の抗議のアピールでございますが、繰り返し市民の方にPRするという、趣旨はよくわかりますので、1カ月に複数回行われているということになりますと、これは調整する必要も出るんだろうとは思いますが、広報掲載については、前向きに検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉岡和範） マイナンバーの、いわゆる番号法の公開等のことにつきましてでございますけれども、国の基本的なやり方といたしまして、ホームページで公表をしてというやり方にしております。法律から始まりまして、施行令、あるいは施行規則、各府省の省令でございますけれども、それも全てインターネット上で公開をされている。さらに、それに伴うガイドラインであるとか、指針であるとかといったものも、全てホームページ上で公開をして国民に広く周知するというやり方をとっております。

ほかに周知の方法としましては、今テレビCM等でもやられているということでございます。我々もそれらの情報を入手しながら、いろいろ対応を検討しているということでご

ざいます。

それから、個人情報保護評価の仕組みでございますけれども、こちら、個人番号を取り扱う地方公共団体も含めて国の機関、それから民間事業者も該当するわけでございますけれども、これは監督指導する、あるいは監視するという立場の機関を国のほうで設置しております。特定個人情報保護委員会ですか、というものが設置されておるところでございます。

特定個人情報保護評価につきましては、業務量が多くなれば、それだけリスクが高まるということで、このリスクをどうやって軽減していくかという視点で、事前に情報を保有するところが行うものということになります。こちらにつきまして、大竹市の場合には非常に件数が全体としては少ない。少ないといいましても、何万人という人口おりますので少なくはないわけでございますけれども、国の基準からいきますと、ちょっと少ないということで、いわゆる基礎項目だけの評価を既に実施しているということでございます。これらにつきましては、先ほど申し上げました特定個人情報保護委員会というものが国のほうにはございますけれども、こちらのほうが策定いたしました指針に従いまして、実際の評価書を作成して、それを公表するというやり方でやっております。公表することによりまして、広く市民も含めて国民の皆様にも、大竹市はこういうふうに行っているという宣言をして、ちゃんと情報の保護をやっているというようなことを知っていただくということで、その上で、また御意見があれば修正を加えていくというようなやり方になっております。

現在のところ、全体といたしまして17業務につきまして、既に個人情報保護評価書のほうを作成して、市のホームページのほうで公表をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） ちょっと釈然とせんのですがね。私は、政岡部長は議会事務局長もおやりになって、人柄もよく知っておるし、行政経験の豊かな人だということで尊敬もしておるんですが、さっきのような行政特有の答弁じゃなしにね、前向きに検討しますというようなことを言わんでも、紙面をふやしてでもやりますということ言えんのですか。そのことを私は繰り返し言ってるんですよ。紙面の都合で掲載できませんでしたと言やあ、それ目いっぱい今、経費節約の観点からも、広報いうのはページ数を決めて、その中に凝縮して、市民にできるだけ情報提供をやるということを努力しておられるんですから。

しかし、今のような大事なこと、全世界の人たちの共有、連帯の求められる事柄について、市長がそういうコメントを出された、メッセージを出されたということについて、紙面の都合で今月はできませんでしたというようなことを言わんと、ホームページでもやりますという答弁できんのですか。もう一回、言ってください。

それから、今のマイナンバーですが、結局、法律の本文いうのはないんやね、大竹市に。それでもって条例ができたり、10月1日から番号が決まったり、来年1月1日から希望者には写真入りのカードを交付するじゃあいうような業務がね、どっからどういうふうにかこうせえああせえということが指示されて指導されるんですか。ちゃんとその法律ができて、

施行される日にちが決まって、それに基づいて条例ができて、業務内容が明らかにされて、具体的な作業に入るとというのが私は手順じゃ思うんですがね。

だから、やっぱりそういう一番大事な出発点になる基礎的なことを、議会にもやっぱりわかるように資料として出すなり、業務の内容をこうなりますよというふうなことを説明してもらおうというふうにしてほしいんですが、これは今はもう時間がありませんので、全てを聞くわけにもいかんのですが、私が一番心配しとるのはね、この法律の本文あるんなら、その規定の中にこういうことがあるそうですね。

国が大量の個人情報を集積する法律で、その中には、警察が犯罪捜査に利用することができる例外が認められとると、この法律の中で。そういう規定があるというふうに言われとるんですね。そうなると、警察権力、公安機関等が広く国民の政治動向や思想傾向まで、この制度を利用して、広く国民監視の道具にされる危険性もありやあせんかということを指摘する学者や専門家もおられるというふうに言われているんですが、だからもとになるものをやっぱり市民の皆さんにも知ってもらい、議会もそのことを認識した上で、この制度の導入に当たって、またこれからの運用に当たっての問題点をしっかり監視もする、経費の問題についてもチェックをするというふうにしたいんで。

○議長（寺岡公章） やめてください。時間になりました。

○16番（山本孝三） この点については、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（寺岡公章） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 前向きに検討しますということですから、いかにしたらできるかということを一先懸命考えるということでございますので、御理解いただけたらと思います。

番号法ですが、番号法の中に法律で定められたものにつきまして、先ほど市民税務課長が説明をしたということでございます。年金資格の取得、確認、給付を受ける際に利用、これ等は法律で書かれております。法律以外のことで類するものにつきましては、これは条例で定めるということでございますので、しっかり議論した中で使われるということでございます。

以上です。

○議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉岡和範） 法律が大竹市にないのかというお話がございましたけれども、先ほど申し上げましたのは、国のほうでホームページでいろんな情報については公開されておりますので、誰でも入手し得る状態に既にあるということをお知らせさせていただきました。当然、大竹市にもございます。

それから、最後、警察権力云々のお話がありました。ちょっとその情報がどこから、どういうことが出たのかというのを私、承知しておりませんが、番号法を見る限り、捜査に利用できるといったような条文があるようには、ちょっと読み取るところは、ちょっと私の認識不足かもしれませんけれども、ございません。

あるのは、例えば、今回の特定個人情報の提供という部分がございます。これは法律上



で、基本的には決められたもの以外にはできないという形になっております。その中に、刑事事件の捜査等の場合に提供の例外というのがあるということがございます。これは、そもそもこの個人番号の取り扱いについての違反ということも刑事事件になるわけでございますので、そういったものの捜査に当たって、我々が個人情報の資料を提供したことが法律違反に問われるといったようなことでは困りますので、そういったところを考慮しての条文でないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 続いて、12番、原田 博議員。

[12番 原田 博議員 登壇]

○12番（原田 博） 民政クラブの原田 博です。今6月議会一般質問は、地域包括ケア構築に向けた現状、取り組みについてです。御答弁につきましては、よろしくお願ひいたします。

初めに、この後に児玉議員が大竹市の人口減少策について質問されますが、去る4月18日付の読売新聞には、総務省は17日、2014年10月1日現在の日本の総人口推計（外国人を含む）を発表した。前年に比べ21万5,000人減り1億2,708万3,000人となった。人口減は4年連続。死亡者数が出生数を上回る自然減は25万1,000人で、過去最大となったほか、総人口の8人に1人が75歳以上となるなど、深刻な少子高齢化が浮き彫りになったとありました。

あわせて、今回の人口推計は、東京を初めとする都市部と地方の格差が一層広がっている現状も如実に示されました。国を挙げた、人口増諸政策の実行にもかかわらず、地方の衰退には歯どめがかかっていない、アベノミクスが地方に浸透していないとされる見方が裏づけされていますとの指摘もありました。

このように、一連の流れの中、今回、介護保険制度が改正され、2015年4月から施行されていますが、これからの介護保険を取り巻く状況としては、次のようなことが想定されます。これらの課題を正面から受けとめて解決していく、そのための制度改正が今回の法改正の狙い目だと、中央法規出版、今後の介護保険を取り巻く状況について、次のように掲載しています。

1、これから10年から40年の高齢化のピークへの対応、2、認知症高齢者の増加、3、高齢単独・夫婦のみ世帯の増加、要介護率が高くなる75歳以上人口の増加が続く、そして介護保険料を負担する40歳以上人口が減り始めるなどです。

そのような背景、状況下、いかにして高齢期を安心して迎えられるのか。その心配の解消策として、地域包括ケアという仕組みが提供されています。その実現は、効果はいかなものなのか。結果として、高齢期の安心の場は確保できるのか。今6月議会で、その方向性、取り組みを確認するものです。

さて、私があえて申すまでもなく、地域包括ケアとは、地域にお住いの高齢者が、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住みなれた地域で、その方の能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、住まい、医療・介護、生活支援、介護予防などのサービスや支援が、一体的、包括的に受けられる仕組みのことです。

介護保険を取り巻く状況でも説明しましたように、私を含めた団塊の世代、約800万人が75歳以上となる2025年、平成37年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。このため、繰り返しとなりますが、厚生労働省においては、2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立、生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、そのための地域の包括的な支援、サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築、推進が急がれます。

それらを見越した本市の大きな取り組みの1つは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、社会福祉士などの医療・保険・介護・福祉にかかわる専門職によって、大竹市多職種連携協議会が設立されるなど、医療と介護の連携を推進していくなど、前広な取り組みが行われつつあります。

私としては、これら先駆的な取り組み、対応をベースに、本市での地域包括ケアシステムの実現を切に望み、その活動に期待するものです。

さて、2025年問題は、地域包括ケアを推進していく上で、構造上からも大きな問題です。つまりは、先ほど申し上げましたように、2013年の後期高齢者人口は、1,554万人が2025年には2,307万人と推計されます。その推計伸びは、医療・介護、年金などの社会保障費など介護保険料を負担する40歳以上人口が減り始める見込みなど、当然のことながら財政問題でもあります。このような社会構図の変化、流れは、産業、地域、家族など全ての構図の変化であり、その解決手段を地域包括ケアに頼るものではありません。明らかに無理があります。

そもそも人口の自然減や少子高齢化には、国家存続、国家論の話であり、日常生活圏域で解決できる話でもありません。そのことは、中長期的には日本経済の活力を失わせる、減退させる大きな要因でもあります。

さらには、高齢者介護は、家庭問題ではなく社会問題であるとの認識は必要です。つまりは、高齢者介護を家族単位で行うのは、おのずと限界があり、無理だと考えます。端的に言えば、社会全体の仕事だと言っても過言ではありません。まさに、アベノミクス、地方創生は、2025年問題を意識した国家の政策、一丁目一番地の取り組みの1つとして、この際に対応を急ぐべきではないかと私は思います。

また、医療・介護は、個人の問題、そして家族が抱える課題でもあり、それぞれの個人、家族、利用者の意欲、意思、考え方などには随分と温度差はあります。それらを一まとめ、一くくりすることは、とても難しい至難なことだとも感じます。特に金銭面からの負担能力となると、利用できる、活用することについて、一定の制約を受ける可能性は十分にあります。

今介護保険法の改正後の動向の中で、新たな仕組みとしての地域包括ケアシステム構築の必要性については、高齢化社会への一助となるよう、私を含め大きな期待があることは確かですが、一方、これまでも医療・介護の連携は図られてきており、それでは一体何が問題であったのか、過去5期の介護保険の検証を含め、今後の方向性について疑問・不安を感じることも確かです。

自助・共助が基本理念にある中、高齢者が果たしてどこまで、みずからの健康、生活を

維持、支えていかれるのか。もう一方の支え手である家族・地域コミュニティの現状、課題など、高齢化、担い手不足など大きな課題も山積している状況下、地方で対応しているのか、専門職員、財政に余裕がないなど、今後の道のりに陰しさばかりを感じてなりません。

地域で完結する在宅生活、みとり、あるいは、地域、医療・介護との連携・調整など、地域包括ケアの役割、存在は大きなものがあり、それぞれの事業者、ボランティア、地域、家族が個別に努力すればうまくいくものではなく、いかにそれぞれの機能、役割を調整、つないでいくのか、地域の調整ができる団体が、いかに指導力、旗振りが発揮できるのが鍵だと考えます。

つきましては、地域包括ケア構築に向けた現状、取り組みについてを問います。

以上で、登壇しての質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 介護という言葉を日々耳にいたします。老老介護など、さまざまな課題が、社会全体の問題となってまいりました。しかし、これは、戦後50歳ほどだった平均余命・寿命が80歳にまで延びてきた、医学の進歩などによる輝かしい軌跡の結果の裏側にあるものだと認識しております。世界に誇れる長寿社会を得た私どもは、このすばらしい事実とその裏側にある事実きちんと向き合い、健康寿命を延ばしていく努力をしてまいりたいと考えております。大切な課題につきましてもの御指摘、御質問、ありがとうございます。

十

それでは、原田議員の地域包括ケア構築に向けた現状、取り組みについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、地域包括ケアは、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年、いわゆる2025年問題に対応するため、平成23年の介護保険法の改正により設けられた仕組みでございます。

高齢者が、可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の施策を包括的に推進する地域包括ケアは、着実に進めていくべき課題と認識し、取り組んでまいりました。

一口に地域包括ケアと申しましても、それぞれの自治体や地域の実情に応じて取り組みの過程や完成系はさまざまでございます。本市におきましても、どのような状態になれば地域包括ケアが実現したと言えるのか、いまだ明確にイメージできているわけではございませんが、高齢者みずからもその輪に入っただき、皆で考える制度であってほしいと思っております。

公助・共助・互助・自助という言葉がございますが、地域包括ケアは、公助である行政の取り組みや、共助である介護保険の制度の中だけでは実現できないことが前提の制度でございます。互助である地域の皆様のお力、そして自助として、高齢者みずからも、どのような高齢期を過ごしたいかなどの心構えや、元気であるための努力などにより実現していくものと考えております。

そのために、まず、市民の皆様への周知が必要と考え、地域包括ケアに関するパンフレットを作成し、平成26年4月に全ての世帯に配布するとともに、地域別の学習会の開催や公民館講座を活用した啓発活動を行ってまいりました。

また、地域包括ケアにおける、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つの構成要素のうち、とりわけ医療と介護の連携が欠かせないことから、平成25年6月に大竹市多職種連携協議会を設立いたしました。

本協議会は、本市及び近郊の居住、または勤務されている医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、社会福祉士、介護支援専門員など、医療及び介護の専門職と市職員により構成された団体でございます。相互に顔の見える関係づくりを目指しながら、定期的に研修会を開催し、会員みずからの資質向上を図っており、平成27年3月には、本協議会の会員が中心となって情報収集を行い、高齢者向けのサービスを紹介した大竹おたすけ手帳を作成いたしました。

今後の取り組みにつきましてでございますが、昨年10月から阿多田地区で開催しております地域ケア会議が、地域包括ケア構築に向けたモデル的な取り組みになると考えております。この地域ケア会議は、阿多田地区の自治会、老人クラブ及び漁協の関係者、民生委員、診療所の医師、看護師に、市及び社会福祉協議会、地域包括支援センターの各職員が加わり、月1回開催しているものでございます。島にお住まいの高齢者の困り事への対応から始まった会議ですが、困り事を、個人のことでなく地域全体の課題として捉え、課題解決に向けた検討を重ねております。

特筆すべきは、住民の皆様が率先して会議の運営にかかわり、阿多田地区の高齢者を地域でいかに支えるかを主眼とした話し合いが持たれていることであり、このように、その地域特有の課題の発見とその課題に対して、住民みずからが解決策を模索している点で、モデルケースにしていきたいと考えております。

このような取り組みを他の地域にも広げるべく、現在、第二、第三の地域へ働きかけを行っております。もちろん、それぞれの地域が抱える課題は異なりますので、地域ケア会議の運営方法や課題の解決策も一様ではありませんが、できる限り多くの地域で、住民と一体になった取り組みをしていけるよう努めてまいりたいと考えております。

さらに、地域課題を発見する取り組みとして、先ほど御紹介した大竹市多職種連携協議会において、本年5月から巡回よろず相談所の事業を始めております。これは本協議会の会員が4人ずつ分担して、月2回、地域の集会所等に出向き、健康などに関するミニ講座の開催や、住民から個別の相談を受けるものでございます。

なお、「よろず相談所」としておりますように、相談は高齢者だけでなく、どなたからの相談でも受けられることを想定しております。医療・介護の専門職が直接住民の方の声を聞き、それを全体の研修会などに反映することにより、本協議会設立の目的である地域課題の発見及び解決を図るための取り組みにつなげていきたいと考えております。

以上、幾つかの取り組みについて御紹介させていただきましたが、議員御指摘のとおり、地域コミュニティの希薄化や家族の介護力低下、介護の担い手不足など、課題が山積している中で、あらゆる課題を一気に解決できる即効性のある取り組みとはまいりませんが、

今できることを一歩ずつ着実に進めてまいりたいと考えております。

私は、市民の皆様には、いつまでも元気で、生きがいを持って、生き生きとした長寿をしっかりと生き抜いていただきたいと思います。そのためにも、地域包括ケアの仕組みをよりよいものとして実現をさせていきたいと考えております。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 12番、原田議員。

○12番（原田 博） 最初に、不穏当な発言があれば、ちょっとお許しをいただきたい、まず先に申し述べます。

介護保険制度を取り巻く現状、それらを認識、理解した中で質問をさせていただきました。質問、そして御答弁を聞きながら、心が晴れるものではありません。その消費税増収分を財源に、医療と介護を対象とする新しい支援制度が視野にありますが、増税という形で、その分、国民、高齢者、そして子供たち、孫たちの生活、未来にも影響が出てくる話でもありまして、とても複雑な仕組みです。

年を重ねるっていうことが、果たしていいのか、生きるということの難しさ、そして厳しさ、むなしさを感じてなりません。あるいは、地域包括ケアについて、政府・国と地域の情報収集、現状認識、将来方向には、ある程度の乖離があるように自分自身は受けとめています。

私は、心から優しいお気持ちで介護に一生懸命な方の御努力を真っ向から否定する立場ではありません。おうちで、地域で介護者を見守る光景は、ある面からは理想郷です。1つは、介護に接触される、対応される方々は、先ほど御答弁の中で市民の周知としてパンフレットなどを配布されるということをおっしゃいましたけど、申しわけないんですけど、介護に関する教育を受けたことがない、そして知識が乏しい人が圧倒的でありまして、そして受け皿として、現役世代、働き世代に金銭面を含め介護者をお願いする、そして老老介護の増加など、それが介護を取り巻く地域の実態、介護の現状だからです。

それらを暗示するように、地域での包括ケアシステムの構築プロセスに向け、中央法規の文献には、地域の情報、高齢者のニーズを収集し、それらを分析する、明らかにすることが必要であるとともに、次の課題を明確にすることが大切だとの指摘があります。

1つは住民・地域の課題、そして2つ目は社会資源の課題として、特に地域包括ケアシステムの5つの要素であります医療・介護・予防・住まい・生活支援の課題、3つ目は、それらを支援する支援者の課題として、地域の専門職の分野ごとの数、資質、その連携、ネットワークの現状と課題などです。行政だけの取り組みは難しい、本人、家族、近隣、地域がいかにして、みずからのこととして取り組むのか、それらを十分に加味しない介護支援、地域の支え手づくりには、おのずと限界が生じてきます。

つまりは、先ほどから申し上げていますように、今後の取り組みには、過去の検証を含めた、地域包括ケアシステムの構築へのプロセスは、それらの課題を明確に掲げ、解決していく計画、実行であることが大切です。

また、先ほどの御答弁では、地域コミュニティの希薄化や家族の介護力低下、介護の担い手不足などの課題が山積している中で、阿多田島をモデルケースとして取り上げ、また

紹介されましたが、しかし、あらゆる課題を一気に解決できる即効性の難しさでもありません。今介護保険改正法は、ばら色ではありません。きれいごとでもありません。まさに、それが介護を取り巻く現状であって、そのことを再認識することが今改正介護保険法の制度の意義であり、自分としてはそれが再スタートだと考えます。

確かに、現時点における大手企業の夏のボーナスは、平均で昨年夏より2.43%いい91万3,000円で妥結しています。国の経済政策の取り組み、成果などから、円安などで企業の業績がよくなったことを受けて、リーマンショック以来の高水準です。株価の高騰、東証上場企業全体の時価総額は600兆円を超えるなど明るい展望が見える中、一方では、高齢化で厳しさを増す医療保険財政を安定させるための「医療保険制度改革関連法案」が、さきの27日、成立しました。入院中の食事代値上げや大病院受診の定額負担導入など、患者の負担増につながる見直しが盛り込まれています。

ただ、今回の法改正や最近の景気動向などから、公的医療保険制度が財政など盤石になったとは言えません。ここでも2025年問題は大きいのしかかっており、近い将来、そのための医療保険制度の見直し改正は、必然的なものだと私は認識をしております。同時に、人間の尊厳を問う、生命などを問う介護医療保険制度の行方に、私は不安を覚えます。

終わりに、私は母親の介護の経験から、介護に携わる方々の献身的な対応に、いつも頭が下がる思いでした。ここに、改めまして多くの関係者の対応、御労苦に感謝し、そして今後のさらなる着実な取り組みに御期待申し上げ、一般質問を終わります。

○議長（寺岡公章） 続いて、3番、大井 渉議員。

〔3番 大井 渉議員 登壇〕

○3番（大井 渉） 市民の味方の大井 渉でございます。

きょうは、第五次総合計画の後期計画に大きなかわりを持つ、2つのことについての御質問をさせていただきたいと思っております。非常に大きいタイトルでございまして、私もどのような質問をしようかと思いつきながら、この前もヒアリングをさせていただきました。答弁のほうも大変だったろうとは思っております。申しわけなく思いますが、大事なことでございますので。

まず、この「福祉」と「まちづくり」という文字や言葉を聞かない日はないくらい、よく使われておりますし、福祉といえば、地域福祉、高齢者福祉、健康福祉、公共福祉などと総称して医療・介護などもそれに包含されるのかと思っております。

しかし、福祉は、辞書を引いてみたら、幸せという言葉でございます。あるいは豊かさ。福祉とは、全ての分野を目指して行われているんだと思っております。それと、国や県とのかわりも非常に深くなっております。わかりやすいところ言えば、社会福祉協議会や自治会、民生委員さんなど、こういうかわりが福祉に大変かわられているというイメージがあります。また、違うまちでは「福祉の充実したまち」などとPRする自治体もございます。

しかし、福祉には大きな財源を伴います。今後、大竹市が目指す福祉とは一体何なのか、また、どのような福祉に重点を置かれるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

憲法でも、「公共の福祉」という言葉が憲法第12条・第13条・第22条・第29条と4回に

わたり出てまいります。福祉の定義と将来の大竹市が目指す福祉とは何かをお尋ねさせていただきます。

次に、まちづくりでございますけど、福祉と同じように、まちづくりという言葉もよく使われます。最近では、大願寺のまちづくりという言葉は何回も聞きました。地域地域でのまちづくり、大竹駅周辺のまちづくり、小方地域のまちづくり、玖波地域のまちづくり、それぞれ「まちづくり」という言葉は、総合計画・前期計画を含めて、多く記述されたり使われております。

じゃあ、この「まちづくり」という言葉、この前期にどういうことをされ、どういう成果があり、今後、後期の5年計画に向けて、福祉と同じように「まちづくり」というのも関係があるとは思いますが、どのようなまちづくりを目指そうとされるのか、非常にばくつとした質問で申しわけございませんけど、その辺を、わかる範囲で結構でございます、まだできておりませんから、目指すところをお聞きしたいと。

当然、2つの問題につきましても、財源を伴います。大きな財源を伴います。ことしの3月の予算委員会でしたか、将来の収支計画で、来年でしたか、再来年でしたか、もう収支が赤字になるという資料も出てまいりました。

そういう中で、福祉とまちづくり、それから、それに伴う財源、これもあわせてお考えをお聞きしたいと思います。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 私ども日本人は、よく正確に理解していない言葉を、皆の常識のように平気で使います。福祉という言葉につきましての御質問、ありがとうございます。

それでは、大井議員の御質問にお答えいたします。

大井議員が持たれた疑問「福祉とは何か」につきましては、実は私もこの職につかせていただいて、すぐに抱き、考えたものでございます。そのときに、一生懸命考えたことを、回答に当たっての前段としたいというふうに思います。

地方自治法にも「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努める」とあり、また、市には福祉事務所という組織もあります。議員と同じように辞書を引いてみますと、福祉の「福」も「祉」も両方、幸福という意味を持つ字のようでございますが、行政の仕事としての幸福とは、具体的にどのようなことを指しているのだろうかと思いました。

そのようなことから、福祉という言葉も、自分だけでなく友人も頼りにしながら、ひもといってみました。日本に福祉という概念が入ってきたのは明治以降のことで、特に、福祉制度などで使われている福祉については、戦後、生活習慣や文化の違う欧米諸国から入ってきた考え方のようにございます。これまでなかった概念が入ってきたときに、日本人が解釈を考え、当てた言葉が「福祉」だったのだろうという1つの結論に至りました。

明治に入ってきた福祉は「ウエルビーイング」という単語だったようでございます。後に社会、あるいは全体としての充足感や安定感という意味を持つようになった福祉でござ

いますが、最初に翻訳された際には、個人の幸福という意味だったようでございます。

一方、社会福祉は、高齢者福祉のように法律名などに使われている福祉はウエルフェアの訳語であり、戦後、日本に入ってきた単語のようでございます。

昭和25年、社会保障制度審議会が、「社会福祉とは、国家扶助の適用を受けている者、その他援護育成を要する者が自立してその能力を発揮できるよう、必要な社会指導、更生指導、その他の援護育成を行うこと」と初めて定義された勧告が出ております。このあたりから、社会福祉を支える制度のベースが固まり始めたようでございます。

もう65年も前の勧告ではありますが、これも踏まえ、自治体が制度の先に目指すものは、個人としての幸福感を抱合する、その社会全体の充足感であると考えます。もう少し簡単に言い換えれば、持続可能な社会を目指すと言えるかもしれません。社会情勢は変わりますので、その時々で社会的に一定程度に達することが困難な状況にある方の定義も変わると思いますが、一義的には、税の再配分とも言える社会保障制度で補い、支え、自立を促し、幸せになってもらうことではないかと考えています。

さて、本市が力を入れている福祉は、わがまちプランにおけるまちづくりの基本目標において、「心が触れ合う福祉の充実」としています。支える人と支えられる人のバランスが崩れている社会にあって、地域を愛し、人を愛する温かい心を持った市民とともに制度を運用することで、笑顔が広がっていくこと、温かい人情味を感じるまち、つまりソフト面に重点を置いた福祉を目指しています。これは、個人の価値観の多様化により、制度による支援よりも、市民の皆様それぞれが生きがいを持って、いつまでも元気に生活していただくほうが、より幸せを感じてもらえるのではないかと考えたからでございます。

個人主義の台頭と言われた時代が長く続き、インターネットや宅配等のサービスの向上により、現在は、元気であれば、家からほとんど出なくても不自由なく暮らせる世の中になってまいりました。しかし、残念ながら、人はいつまでも若くはられません。日ごろから自分の健康に気を使うとともに、隣近所のつき合いを大切にし、お互いさまと気軽に言えるような地域になるような福祉を目指しています。

このような考え方は、地域福祉という言葉であらわされますが、支え合える地域社会を形成するための事業は、主に社会福祉協議会に担っていただいております。元気に暮らすきっかけづくりや、生きがい活動を見つける地域サロン活動事業などを展開しています。例として、防鹿地区では、7年以上前から地域サロン活動を続けられており、毎月20名程度の参加者があり盛況のようでございます。

また、高齢者福祉の視点からは、原田議員の御質問にもございましたが、地域包括ケアを進めようとしています。阿多田地区で実施されている地域ケア会議は、高齢者をどのようにして地域で見守っていくかということをテーマに、住民が中心となって会議を運営されているモデルケースとなっています。

このような地域で実施されている好事例から、普及に向けてのヒントを学び、支え合える地域社会の形成を推進してまいりたいと考えています。

次に、地域のまちづくりについてでございます。

まちづくりも福祉も、基本的には同じ。わがまちプランの基本理念である「地域資源を



活かし、みんなでつくるまちづくり」をベースに進めたいと考えています。

地域には、それぞれ違った課題がありますが、その内容や解決方法の糸口は地域の住民の皆様が一番わかっておられるものだと思います。まずは、住民お一人お一人が、そして地域が、その課題を解決するために自分たちでできることを考えられる、そのようなまちづくりをしたいと思います。その上で、みんなの力を、さらにもう一步推し進める形の制度をつくっていきたいと考えます。これは協働と言われる手法となりますが、事業を通じてつながった玖波地域の中学生から高齢者までの幅広い世代の皆様が、自分たちの住んでいるまちを改めて見直し、地域課題の解決に主体的に取り組もうとする「地域ジンまちカフェプロジェクト」に見られる人々の動きが好例になろうかと思えます。人々の根底にある、地域が好きだ、地域に興味があるといった思いは、まちづくりの原動力になるものと思っています。

後期基本計画においても、この大竹を愛する人づくりは、施策を展開するに当たっての重要な視点になると考えています。我々が目指す、より多くの市民の皆様が幸せを感じることのできる福祉やまちづくりという概念的な言葉から、中期計画である基本計画では、少しでも多くの事業として示すことができれば、よりわかりやすくなるのだと思えます。

しかし、計画は、絵に描いた餅では意味がございませんし、計画は計画、実行は実行と分けて考えるものでもございません。できるだけ確実に、ある程度、財源確保のめども立っている事業でないとは基本計画に掲載できない理由は、そのあたりにあると考えます。

後期基本計画を策定するに当たっては、よりわかりやすい施策展開を目指し、重点取り組み方向を絞ることを考えています。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が目指す、急速な人口減少、少子化の進展に歯どめをかけ、構造変化に対応できる生活しやすい社会の視点でどのようなことができるかを、福祉やまちづくりも含め、全ての施策において考えていきたいと思っております。

以上で、大井議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 3番、大井議員。

○3番（大井 渉） ありがとうございます。余り再質問をすることもございませんけど、二、三聞かせてください。

今、市長が答えられたことを、私もいろんな形、媒体、そういうもので目にするんですが、本当に福祉福祉、あるいはまちづくりという言葉が乱用されながら、どういう形で市民の皆様は、その福祉と、あるいはまちづくりについて思っておられるのかということ、みずからも含めて聞かれたときに、どう答えようかと思ったときに、今回このような質問をさせていただいたわけでございます。

財源のことです。安心なまち、安全なまち、こういうものも前期計画にのっております。それから、先ほどもちょっと壇上で申し上げましたように、財政の問題が来年度から赤字化になるんじゃないかというようなことも出てまいります。そのときの、安全なまちとか、福祉が充実したまちとかって言えば、財源を伴います。

1つだけ、自分が住んでおるところを例に出して申しわけないんですけど、小方地域のまちづくりですけど、これは行政の中にも小方まちづくり委員会というものがございませ

た。それは、岩国大竹道路の建設が決まった、そのときから150世帯、あるいは180世帯の方がこの地域から離れられて空洞化すると。その中で、小方のまちづくりが、急激な寂れたまちにならないようにということで、まちづくり委員会を創設されて、いろいろ検討されたように聞いておりますけど、その中の柱として、これは議会のまちづくり対策特別委員会でもそうございましたけど、JR小方駅というもの、それから岩国大竹道路に関連しまして、国土交通省からの買収について、小方公民館が体育館部分が買収されると。それに伴う市道のつけかえも、凶面も出てまいりました。確定ではないということを経済省さんのほうは言うておられますけど、間違いなく小方公民館の体育館部分はなくなるわけでございます。

そして、これも最近でございますけど、社会教育施設の再編の中に、小方公民館につきましては、公民館としての廃止を考えているということも打ち出されました。考え方を聞いてみますと、今から人口が減少する社会である。そういういろんな施設を各地域で運営する、管理するということは、非常に財政的にも厳しい状況であると。ただし、玖波と栄公民館につきましては、5年間検討してみよう。だけど小方については、もうこれ、すぐ、29年の1月ですか、までに解体・撤去しなきゃならないというようなことで、今から説明会をされるというふうに聞きました。これは教育委員会のほうの関係だと思います。人口が減少する中で、こういう施設が運営できないと。

それと、それが本当にそういう理由なのかですね、いま一度、教育長のほうから御答弁いただきたいということと、それから小方新駅ですね。小方新駅につきましては、これ、市長のほうが前回も答えておられますけど、議会とよく協議しながら進めていきたいということをおっしゃられます。これも、まちづくりの1つだと思います。こういう財源ですね、こういうものにつきましては、市長のほうで、こういうものをやるには、都市計画税の増税とか、そういうものも含めて次の5年間を考えての後期計画を、おられるのか、そういう増税は一切なしに、入った金だけしか使えないという考え方で今までどおりやられるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（寺岡公章） まちづくりというところで質問がありましたが、いかがですか。

教育長。

○教育長（大石 泰） 今、小方公民館を例に挙げられて質問をされましたけども、小方公民館については、御承知のとおり、岩国大竹道路の関係で廃止という形をとっております。これも、地域の人としっかり協議の上でそういう方向性を出しておりますが、残りの体育館部分以外の、会議室あたりのところをどのようにするか、どのようにしていくのか、そのようなこともしっかり協議しながら進めてまいりたいというふうには思っております。

公民館というのは、地域の人にとって非常に大切なものというのは理解しております。しかしながら、総合的な観点からやはり考えていくということ。先ほど議員さんのほうがおっしゃられましたように、大竹市全体のことを今踏まえて、社会教育施設の総論、そして各論を出しているわけで、そのことについて、またしっかりと御理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） いつも口癖のように申しておりますが、行政というのは収入をもってしか支出ができないということを言い続けております。財政の規律、財政バランスをきちっと保ちながら行政運営をしていけば、おのずと優先順位の中で物事は順番に進んでいくということでございます。

小方駅だけを見て、財政的にどうかということではなくて、全体のバランスの中で、それを実現を図るべく、いろんな市民の皆さん方の夢を確実に実施すべく、財政的にバランスをとりながら運営していくということでございますので、財政運営はどうかというふうには、ここだけをおっしゃられても即答はしにくい。

ただ、多くの市民の皆さん方が、玖波駅を直し、大竹駅を直し、そして将来的には小方駅を何とか実現してほしいという要望が多くあるということについては、十分認識をいたしているところでございます。

○議長（寺岡公章） 大井議員。

○3番（大井 渉） 最初の教育長さんの答弁ですけど、地元と十分に話し合っという、まだ今から話し合いをされるということですね。それから、当然、公民館というのは社会教育法に基づいての公民館ですから、それが、公民館がなくなるのか、あるいは集会所に変わるのか、そういうことにつきましても法律的な問題も出てまいろうと思いますので、よくその辺の詳しい説明を地域にさせていただきたいと、このように思っております。

それから、今、市長が言われましたことにつきましてですけど、財源の問題ですけど、十  
私は先ほども壇上で申し上げましたように、3月議会で、来年度から、そういう収支状態のバランスがおかしくなるからという数字を見た上での御質問をさせていただいたつもりなんです。ですから、総合計画にいろんなことを書けば、市民の要望も強いでしょうけど、当然そういう財源を伴うわけでございます。

ということになれば、今まではその財政バランスも何とか保っておったわけですけど、来年度ぐらいから大変厳しい見込みが出ておりますので、あえて市長さんに、その辺のことを聞いたわけでございます。そういう資料がなければ、私も聞ける状態じゃなかったんですけど、来年、再来年と、あるいはその次というふうにならないうちに少しずつ収支バランスも厳しくなるとる状態で、それから市長が昨年ですか、再選されたときには、市民の御負担もお願いしますということもマスコミ等にかかれたと思っておりますので、その辺の御負担の意味を含めて、都市計画税等も検討材料の中にあるのかということをお聞きしたわけであって、それがわからないと言われれば、それ以上聞くことはないと思っておりますけど、そういうことも視野にあるのでしたら、再度お願いして終わりたいと思っております。

○議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 市民の皆さん方が夢をかなえるには、当然、入ってくる財源を考えなきゃいけない、それは当たり前の話でございます。

例えば、新町のポンプ場を建設するに当たって、大変大きな費用がかかります。これを50年先まで待つのか、100年先まで待つのか、それとも10年のうちにやり遂げていくのか、その財源についてお願いをすべきときには、市民の皆さん方が決められること、議会の皆

さん方がしっかりと議論されて決められることであるというふうに思います。市民の皆さん方の御意見をお聞きした中で、実現の年度とその財源について考えていきたいというだけのことですので、私のほうからは、とりあえずその都市計画税をどうこうするというような考えは毛頭ございません。そのことは御理解いただきたいというふうに思います。

それから、岩国大竹道路で確かに150軒立ち退いて、道路に当たったところは今、寂れております。でも、小方全体を見ますと、小方全体の戸数もふえ、人口もふえております。そういうことで、小方地区が決して寂れたところじゃなくて、今発展している場所であるということの御理解も、ぜひお願いいたします。

以上でございます。

○3番(大井 渉) 終わります。

○議長(寺岡公章) 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時を予定いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

11時56分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長(上野克己) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長、所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いをいたします。

一般質問を続行します。

続いて、7番、児玉朋也議員。

[7番 児玉朋也議員 登壇]

○7番(児玉朋也) 7番、公正クラブ、児玉です。よろしくお願いいたします。

今回質問します人口減少、定住促進対策に伴う質問は、これまで多くの議員さんが質問しているところがございますが、人口減少はとまることなく進んでおります。早急に行わなくてはならないと考え、具体的案を添えて質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

総務省が発表した2014年6月1日、ちょうど1年前になりますけど、時点の人口推計は、外国人を含む総人口では1億2,711万3,000人で、前年同月と比較すると21万3,000人減少しております。内訳は、ゼロ歳から14歳人口は16万7,000人の減少、15歳から64歳の生産年齢人口は113万3,000人減少、65歳以上人口は108万7,000人増加となっております。現役世代の社会保障費の負担増への危機感が数字的に読み取れます。

一般社団法人北海道総合研究調査会が算出した2010年から2040年までの間に、20歳から39歳の女性の人口の減少率が5割を超える自治体数は896で、自治体全体の49.8%に上り、これらを消滅可能性都市としました。

この人口予測は、国立社会保障人口問題研究所(以後「社人研」と呼ばせていただきます)の日本の地域別将来推計人口から予測されたものです。この社人研の人口予測は、政

治や経済の予測と違い、極めて精度が高いとされているようです。

本市では、昭和50年（1975年）から4度にわたって総合計画を策定しております。各時代に沿って将来像を明確にし、まちづくりの指針として、行政運営の指針として活用されております。

第一次総合計画策定が昭和50年（1975年）で、目標年次、昭和60年（1985年）の目標人口は5万人で、以降、第三次総合計画まで人口5万人を目標値としましたが、右肩上がりであった人口増を見直して、第四次3万5,000人、第五次総合計画で指標として3万人としました。

将来像である「笑顔・元気 かがやく大竹」、まちづくりのテーマである「住みたい、住んでよかったと感じるまち」のイメージに、どれだけ近づけるのかをはかる目安として、市内企業従事者の市内定住者を平成17年の57.5%から65%に目標値を定めて、市内に移住してもらう定住促進対策を打ち出すとしております。

総合計画の目標年度である平成32年には、2万6,000人程度と策定時に見込んでいます。少子高齢化が進む中、人口減少を急激にとめることは困難ですが、さまざまな定住促進策を展開して、人口を増加させることを重要課題として取り組む姿勢が示されています。

幸いにも、過去に3万8,000人を超す人口を持っていた本市は、土地利用の形態を大規模土地開発などで大きく変えなくても、人口を扶養する土地形態は整ったところで人口増加の受け皿である土地は確保できております。立地条件のよい市営住宅の解体跡地、市保有の土地などを、子育て世代、親世代と住居は異なるが、日常的に往来のできる範囲に住居する、自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加などを条件として安価に売却し、既に住んでおられる住民の方たちと交流を持ち、高齢者の知恵と子育て世代のパワーを共存させ、地域活性化の活発化を図るようなお考えはございませんか。同一世代の集中は避けられ、バランスのとれた世代間のまちづくりが可能になると思います。安価で手ごろな土地価格であれば、人口が若干でも増加することは、小方ヶ丘で実証済みです。

大竹市総合計画実施計画の平成26年から平成27年によりますと、住宅取得支援、住宅取得助成制度の26年度以降の取り組みは、先進地を調査、検討した結果、明確な事業効果があらわれないため凍結しますとありますが、詳しく調査、検討、内容と今後の取り組みについて教えてください。

定住促進アクションプランのアンケートに、大竹に定住者をふやすため必要だと思われる施策を、30歳代以下では「住宅購入補助金などの制度の創設を必要である」と答えた割合が最も高い結果になっていたように思います。

社人研の推計では、2040年、大竹市の若年女性人口は1,157人とし、大竹市総人口は1万7,818人としています。昭和5年（1930年）ですけれども、1万7,202人、昭和10年、1万8,557人と市政のあらましにありますので、おおよそ昭和1けたの時代の人口だと思われます。私が昭和33年生まれで、母親が昭和3年生まれですので、現在86歳の母親世代までさかのぼった人口推計です。残念ながら、少なくなることは理解できて危機感はありませんが、1万7,000人をイメージできません。わずか26年の間に急激に減るものと推計されています。

日本創生会議で座長の増田寛也氏は、人口減少問題検討分科会の検討結果を取りまとめた「地方消滅」の中で、現在、若者が大都市に流入している最大の背景には、若者にとって魅力ある雇用機会が地方に少ないことが挙げられる。地方からの大都市圏への人口移動は、1954年から2009年間に累計すると1,147万人に上り、人口移動、その大半が、将来子供を持つであろう若年層であったために、地方は若年層の人口流出だけにとどまらず、人口の生産能力をも流出した結果が人口減少に拍車をかけたと言われております。

地方の若年層が大都市圏内に移動しても、移動時点では、当然、人口の増減は発生しません。人口の自然消滅だけなら緩やかなスピードで進行しますが、若年層の社会減が加わると加速することになります。2010年から2014年の20歳から39歳の女性人口の社会増減のばらつきが見られ、大都市圏に日本全体の人口が吸い寄せられ、地方が消滅していくかのような数字があらわれて、今回、地方消滅という表現にとどり着いたそうです。

直近の、2010年、出生動向基本調査では、未婚女性の結婚希望率は89.4%、欲しい子供の数は平均2.12人、既婚夫婦の理想の子供の数は平均2.42人で、予定子供の数が2.07人という結果が出ております。つまり、若い日本人は、平均すると最低2人は子供が欲しいと思っているのです。その希望を阻止している要因を取り除くことが、出生率向上の鍵。出産適齢期の女性が減少を推移する中で、合計特殊出生率が2005年1.26から2012年に1.41に回復しても人口増にはならず、維持するには2%台が必要とされております。

日本は、中国のように一人っ子政策をとっておるわけでもなく、各個人が自由に子供を持つかどうか、何人の子供を持つかの選択を尊重すべきもので、行政が介入すべきものではありませんが、本来は希望するが、社会的、経済的に不安を抱えて、子供が持てない人々がいることも理解した上で、それらの人々には国や自治体がサポートすべきです。

日本創生会議で希望出生率を1.8人に想定し、当面1.4人からの引き上げを提言しています。1.8人の数値目標を行政の少子化対策の評価基準として掲げ、目標達成への議論につなげるような取り組みが必要です。出生率と女性就業率の関係は、私が子育て世代の時代は女性の就業率が高い国では出生率が低い傾向にあり、仕事をとるか、家庭をとるかのどちらかだったように思いますが、最近では逆で、女性の就業率が高いところほど、出生率が高くなっているようです。

先ほども申し上げたように、現在、若者が大都市に流入している最大の背景には、若者にとって魅力ある雇用機会が地方に少ないことが挙げられ、これまでの経緯を振り返って若者の流出を阻止できないのが現状であれば、はるか東京・名古屋・大阪に行くことを防ぎ、広島県内にとどまらせる施策を行うべきと考えます。

中核都市である広島市内は、大竹からは通勤圏内に位置します。地元大竹に若者をとめる施策として、近居促進制度を進めてはどうでしょうか。

近居の定義は、居住は異なるものの、日常的な往来ができる範囲に居住することを指すものとなっております。戦後の日本は、地縁・血縁関係が薄れてきたと言われております。家族も核家族化が進み、それぞれの家族が離れて暮らし、3世代同居が減ってきて、出産、育児、介護などに家族がかかわり合って支え合う仕組みがなくなっております。その仕組みを構築するためには、親世代の住居から車で30分、あるいは1時間の距離に近居し、故

郷と日常的に関係を持つことで、育児期や介護期に家族間で支援をして、お互いの満足度を高めるようになると考えます。中核都市の広島市と広域的な範囲で、行政と企業とが連携を行えば、魅力ある雇用は確保可能と思います。魅力ある企業に就職し、通勤、共稼ぎしながら、若者の子育てを親世代が支援するために、近居促進をお願いします。

日本総合研究所の幸福ランキングで、都道府県のランキング1位の福井県では、共働き率、3世代同居率、持ち家率が高く、特に共働き率は、2010年56.8%と全国トップレベルだったそうです。25歳から39歳までの既婚女性の就業率と3世代同居は深くかかわり合っており、結婚、出産後の女性の就業を3世代同居の親世代が支援・分担していることが、共働き率を上げているとされています。

福井県では、3世代同居率が3割を超え、親世帯と1.5キロメートル以内の近い場所に近居している世帯の割合を加えると5割を超える結果となり、働く世帯の親世帯に対する期待は大きなものだそうです。親世帯の支援が、子育て世代が希望する子供の人数に大きく影響していると思います。

平成24年6月に、神戸市で子育て世代の近居・同居の状況やニーズについて把握するために、3歳児健診を受ける世帯にアンケート調査を行った結果、既に親世代と近居・同居を5割の世帯が行っており、「フルタイムで働ける」「親の健康状態がわかる」「子供がおじいちゃん、おばあちゃん思いの優しい子に育っている」「いつでも触れ合い、協力できる」など、満足度の高い回答が得られたそうです。近居・同居に問題になることは、「引っ越し代など移転費用」が多く回答され、仕事や学校関係より移転費用のほうが問題になっていることを受けて、平成25年4月から引っ越し代の補助を上限で10万円行い、26年1月まで54件の申請があり、利用されたそうです。

本事業が近居・同居の後押しになったかどうかの検証では、約80%の人が「後押しになった」「幾らか後押しになった」と答えているそうです。

人口減少を食いとめるために、出生率向上を主眼に置く自治体もあり、若者の人口流出防止策に力を入れる自治体もありますが、近居を促進することで、この2つの取り組みが同時にできると思いますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 出生率の向上と東京圏からの人口還流を柱とする計画「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、東京圏も含めて日本全国が一斉に取り組みを開始しているもので、私たちも、まさにこれから本格的な策定作業に入るところでございます。

市民の皆様の代表でございます議員の皆様からの御提案は、大変ありがたいものでございます。今後も、随時、市民の皆様のお声を届けていただき、一緒に考えていただけるものと心強く思っております。きょうは、御提案をいただいたの御質問、ありがとうございます。

それでは、児玉議員の御質問にお答えいたします。

昨年5月、日本創生会議が発表した増田レポートに端を発し、日本全体が人口減少と本

気で向き合うこととなりました。これが、今しきりに叫ばれている「まち・ひと・しごと創生」でございます。

日本の人口の推移を振り返ってみますと、明治維新のあった1868年には約3,330万人程度の人口にすぎませんでした。その後、人口は右肩上がりにふえ続け、終戦を迎えた1945年には7,200万人、そして2008年には1億2,800万人に達しました。

ところが、この年をピークとして人口は、減少へと転じることとなりました。国立社会保障・人口問題研究所の中位推計では、このままの状態が続けば、2100年には人口が5,000万人を割り込むと予測されています。わずか140年の間に4倍近くにまで膨れ上がった人口が、一転してそれを上回るスピードで急激に減少していくという、かつて経験したことがない社会変化の入り口に差しかかっています。

この急激な社会変化に歯どめをかけ、人口減少のスピードを少しでも緩やかにしていくためには、根本的には出生率を上げ、子供の数をふやし、その子供たちがまた次の世代を生み・育てていくことを、長い時間をかけて繰り返していくことしか、解決の道はございません。もちろん、結婚、出産は個人の意思が尊重されることが前提となりますが、子供を産みたい、育てたいと思われる方が、その希望をかなえ、実現できる社会を築いていかなければなりません。

また、社会動態につきましては、若い世代を中心として、毎年、約10万人の人口が東京圏へ移動しています。この流れを是正するため、国の地方創生総合戦略では、2020年時点で東京圏への流入を6万人減少させ、逆に、東京圏から地方への移動を4万人増加させることで、均衡を図ることとしています。そのために、それぞれの地方の中核都市が機能を向上させ、人口流出に一定の効果を果たすことが求められています。

国全体としては、地方の中核都市がダム機能を果たし、東京圏への一極集中を是正していくという考え方を理解することはできますが、そのことにより、周辺市町から地方の中核都市へ結局は人口が流出してしまうという、大変悩ましい問題を抱えてしまうこととなります。

私は、この人口減少問題は、基本的に近隣自治体間でのサービス合戦に終始してはならないと考えております。出生率の向上により徐々に子供の数をふやし、国全体として自然動態の改善を図りながら、それぞれの自治体が知恵を絞り、魅力あるまちとなることで、地方が活力を取り戻していくことが必要だと考えています。

この間、本市におきましては、平成21年3月に策定した「定住促進アクションプラン」に基づきまして、住宅、子育て・教育、環境、生活、情報発信の5つの分野で事業を進めてまいりました。大願寺宅地造成事業の完成もあり、平成25年度には社会動態が増加に転じるなど、全体として一定の成果が得られたものと判断しています。

また、御質問のありました住宅取得支援制度につきましては、平成25年3月開催の安心安全対策特別委員会でも御説明いたしましたが、近隣に比較的大きな都市がある本市と似かよった立地の自治体を複数調査し、制度の有無で比較した結果、制度導入の効果が明確でなかったことから、凍結させていただいた経緯がございます。

その後につきましては、御承知のとおり、大願寺タウン、アクラスを初め、市内の宅地



に動きが見られるようになりましたので、本制度について、再度検討はしておりません。幸いにも、本市には多くの企業が沿岸部を中心に立地しており、関連する企業も含め、多くの方が働いておられます。現実には、昼夜間人口比率は100を超え、働く場所、機会の多いまちであることは、紛れもない事実でございます。この強みを生かし、本市で働く方々が、このまちに住んでいただくために何をすべきかが、本市における定住促進策の大きな柱の1つになると思います。

その具体策として、議員御提案の若い世代の方々が求めやすい価格帯の宅地も魅力的な要素であろうと思います。条件が整った公共用地を、目的をもって有効に活用、売却する視点は、常に持つ必要があると考えています。

あわせて、近居の促進により、定住、子育て支援、地域の活性化ということでございます。夫婦がともに働きながらの子育ては、さまざまな御苦勞があると思います。そのときに支援を求めることができる身内の方が近くにいれば、同居であれ、近居であれ、大変心強いことでしょう。働きながら子育てをしようとするとき、身内の存在を優先して意識される方であれば、同居・近居という選択を自然にされるのであろうと思います。

一方で、通勤時間であるとか、中枢都市の機能などを優先する方であれば、身内との距離を近づけることが難しくなる場合もあります。さまざまな選択肢がある中で、たとえ身近な身内の方が近くにいらっしゃらなくても、本市で働く方には、このまちに定住していただきたいの思いがあります。そのためには、まずは、この大竹のまちが住む場所として評価される、住み続けるに値するまちであることが、何よりも大切だろうと考えます。

本市を住む場所として選んでもらうため、その第一歩となるのが「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でございます。本市においては、わがまちプラン後期基本計画と並行して策定を進めていくこととなりますが、当面、これからの5年間を見据え、何が求められ、何が必要であるのかを見きわめ、事業を展開していかなくてはなりません。知恵を絞り、策定した総合戦略の検証、見直しを繰り返しながら、目的の達成に向けて努力していきたいと考えます。わがまちプランと総合戦略の着実な実行と、住みたい、住んでよかったと感じるまちの実現に向け、精いっぱい取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きまして御理解と御支援をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、児玉議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 7番、児玉朋也議員。

○7番（児玉朋也） ありがとうございます。前に質問させていただいたときにも、サービス合戦はしないとか、いろんな回答をいただいたわけでありましてけれども、この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」ですか、今回、長期的なもので提案をしていると思うんですけども、もうそういう長期的なビジョンづくりにこだわってる場合じゃあ、もう大竹市はないというふうに私考えておるんです。

現に、人口減少化、高齢化に伴う自治会などの存続の危機にまでなっていると、そういうふうに考えております。自治会の役員をやるのがいない、順番制で1年交代にする自治会も出てきておりますし、それをすることによって、順番で来るのなら、おれは自治会やめるよと、そういうところまで、もう現状が来ておりますので、サービス合戦とか、制度

が明瞭でないとかいって足踏みをしているような状態では、もう既にないというような気がいたします。

先ほど市長が申されましたけれども、夜間は市外へ帰る、大竹市の人口ですよ。昼の人口が大竹市は多いと、そういうふうにおっしゃいましたけれども、定住促進の上では、やはり今、大竹市だけでございます、昼の人口が多くて夜間の人口が少ない。廿日市市にしても、岩国市にしても、和木町にしても、全て夜間の人口のほうが多いと。そういうことで定住をして、他の市町ではしてもらっております。

それと、もう一つ、一番気がかりなのは、大竹市において、これは総務省が22年に出した順位なんですけれども、年齢別順位の中で、大竹市はゼロ歳から14歳までの人口が、1,728市町村の中で1,346位と非常に低くなって、ゼロ歳から14歳までの人口がすごく少なくなってきました。そういうことも考えまして、調査、検討をして、前向きに、先ほど先輩議員の回答に、前向きにしていきたいというような言葉もございましたけれども、調査、検討、前向きはなしに、もうやるというような、具体的な案をこちらのほうは出しているのですから、それなりにやったらどういうふうになるというような確定した返事を少しいただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

○副議長（上野克己） 答えられますか。

副市長。

○副市長（太田勲男） 児玉議員から御提案いただきました近居についてでございますが、基本的に、1.5キロと考えるか、先ほど児玉議員が申されたように、30分とか1時間と考えるか、いろいろの考え方があるようでございます。

先ほど福井県の例も出されましたが、大変この福井県についてはテレビ等、マスコミ等でも取り上げられ、なかなか評判になっておる県でございます。

大竹市におきましても、まず、近居、どのように考えるか。大竹市自体、狭い、面積的には小さい市でございます。そうなりますと、このあたりの考え方を一定の整理をいたしまして、中古住宅ですか、中古住宅を活用した住宅施策についても、今後、取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

近居の繰り返しが起きますと、これは全ての面において、児玉議員の言うように、いい方向に向かっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（上野克己） 7番、児玉朋也議員。

○7番（児玉朋也） ありがとうございます。

地域、だんだんだんだん衰退してきているわけですがけれども、地域にリーダーが1人おるだけで、地域って全然違います。仮に20軒あったところに、1軒だけ地域のリーダー的人間が居住し、そこで引っ張っていってくれることによって、その地域全体が活性化すると、そういうところを私、非常にたくさん見ております。

私が言いたいのは、言い方は悪いかもしれませんが、市営住宅の跡地、市の持ち物である物件の中に歯抜け的なものがあって、そこに若者世代をぽつぽつぽつと入れると、1軒入ると、そのまの50人に活気があふれる、というようなことの施策をしていただきました。

いと。そういうふうにしたから、今回、質問させていただいたままで、先ほども言いましたように、現に自治会存続の危機を持っている自治体もありますし、自分ところで水道組合を持っていても、それが賄えない、人口減っている、どうにかしてくれという相談とかも受けておりますので、どうにかして、田舎、田舎と言ってはなんですけれども、大竹市内の中はそこまではないと思うんですけれども、やっぱり栗谷、川手、松ヶ原地区にしましては重大な問題でございますので、もう少し、本当に具体的に考えていただけたらと思います。

何かあったらお願いいたします。

○副議長（上野克己） 答弁ございますか。

副市長。

○副市長（太田勲男） 定住の問題、また、自治会の問題、世代間のバランスのとれた地域、その地区のあり方、いろいろ課題を考えておりますが、市といたしましても、手をこまねいておるわけではないんですが、目に見えるような成果が出てきておりません。国全体の問題であります。大竹市といたしましても、今、ビジョンをつくっている段階ではないというようなおしかりも受けておりますが、頑張っていますので、よろしく願いいたします。

○副議長（上野克己） 7番、児玉朋也議員。

○7番（児玉朋也） ありがとうございます。

私、8年ぐらい前に、初めてこの質問席で質問させていただいたときに、木野の地元のことで質問させていただいたんですけれども、家の前の道路でスピードをすごく出して走る車がおるので、何かしてみましようよ、余りにも車がスピードを出すので、亀の置物でもその地域に置いたらどうだろうかとか、いろんな提案をしたことを覚えております。すぐにやる課というのは、いかがなものだろうか。よくありますよね、よそには。すぐやろう課とかいうのを、ぜひともつくっていただきまして、もうあすにでも施策をとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○副議長（上野克己） 続いて、10番、細川雅子議員。

[10番 細川雅子議員 登壇]

○10番（細川雅子） 10番、市民ネットの細川雅子でございます。

本日、一般質問に入る前に、皆様におわびをと思っておりますけれども、自分の健康管理を怠ったつもりはございませんが、風邪をひいておまして、朝から本会議の邪魔をするようなせきをいっぱいしておまして、一般質問でも、せき込むこともあるかもしれません。また、声がこのように、かなりいつもよりは低い声になっておりますので、お聞き苦しいところもあるかもしれません。もしテレビをごらんの方がいらっしゃいましたら、ふだんはもう少し美声でしゃべっておりますので、どうぞ御理解お願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

このたびの一般質問では、障害者福祉を取り上げさせていただきました。

地方自治法第1条の2に地方公共団体の役割として、「住民の福祉の増進を図ることを

基本とし」と書かれております。福祉という言葉はよく使われておりますが、自分の言葉で説明することは、なかなか難しい言葉だと思います。

午前中の同僚議員による一般質問の中でも、福祉の定義について取り上げられておりました。市長は、ウェルビーイング、個人の幸福であるという形で紹介されておりました。個人の幸福といえば、やはり人間的に豊かな生活を実現することだと私は思います。

以前、私は、自分自身の勉強会に参加させていただいたときに、福祉とは、ふだんの暮らしの幸せのことですと、ある方から教えていただき、非常に胸にストーンと落ちた記憶がございます。

きょうの生活があしたも続くことが、ふだんの暮らしの幸せであり、また、持続可能な社会を支えていくのだと、それが市の行政の役割だとも、そのときに思いました。本日は、障害のある方々にとっての、ふだんの暮らしの幸せをテーマとさせていただきます。

6月議会を前に、大竹市第2次障害者基本計画と大竹市第4期障害福祉計画が市長から示されました。改めて言うまでもなく、障害者基本計画は、第五次大竹市総合計画における市の将来像である「笑顔・元気 かがやく大竹」を保健福祉の分野で担う計画となっております。また、障害者とその家族にとっては、障害者基本法にある「全ての人が人権を持っている」という考え方に基づいて、障害があってもなくても、分けられず、一人一人を大切に作る社会をつくるための、生活全般にわたる総合的な計画です。

平成19年に大竹市障害者基本計画を策定してから、間もなく10年がたちます。国の制度は、目まぐるしく変わりました。今回の一般質問では、平成19年に障害者基本計画策定後で前進した部分、課題の残った部分を皆さんと共有し、次の計画で特に力点を置いて進めていただきたい事柄を明確にしていきたいと思っております。

国や市の障害者施策は、平成15年度に支援費制度が導入され、措置から契約へと考え方が大きく変わりました。今まで、自分では何も決められない存在だった障害のある方が、受けたいサービスを自分で考えて、自分の判断で決めることができるようになりました。

とはいえ、法の精神がすぐに現実になるわけではありません。制度は、支援費制度から自立支援法、現在では総合支援法となり、世の中は少しずつではありますが、障害のある方々にとって、自分らしく生きやすい社会に向かって進んでいるように思います。

本市の障害者施策も、課題を明確にしながらい、目指すべきまちの姿に向けて進めてまいりました。平成19年に策定された第1期障害福祉計画から、引き続き挙げられている課題は、大きく分けて6つあります。第1に、障害福祉サービスについてのサービスの量、質、人材。第2に、安心して暮らせる住まいの場や施設の確保。第3に、社会参加や就労の環境整備。第4、相談体制の充実強化。第5に、市民への啓発や情報提供のあり方。第6に、災害対策と整理されると思っております。多岐にわたってはおりますが、住む、働く、楽しむ、学ぶなど、生活全般、全てにわたることは当然とも言えます。

先日行われた生活環境協議会で、成果としては、通所のサービス事業所の誘致ができたことと紹介がありました。大竹市がサービス事業所の空白地帯とやゆされていた状態から、1つ抜け出す大きな成果でした。そのほかにも、当事者団体の活用や障害のある方々に配慮した災害対策など、市の施策は多くの場面で前進していると思っております。

質問の1点目は、障害者施策の前進している点について、市長の認識を御紹介ください。

2点目には、今後進めていく上で重要だと考える、残された課題、または新たな課題についてお願いいたします。

3点目として、第4期においては、計画を進める上で、年に一度は検証し、必要に応じて見直しをするPDCAサイクルを導入することが明記されております。当計画の見直しについて、計画策定にかかわった自立支援協議会はもちろんですが、当事者や家族、ボランティアらの支援者などに主体的にかかわっていただく必要はないでしょうか、市長のお考えをお聞かせください。

以上、3点について、障害福祉施策の現状と次の課題について、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 御質問いただきました計画の目標でございます「ともに認め合い支え合うまち」どおりのお心をいつも持たれ、みずからも要約筆記奉仕員など、多方面で活躍され、実際に障害がある方々とも接しておられる細川議員からの御質問、ありがとうございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えいたします。

本市では、平成19年3月に大竹市障害者基本計画、障害福祉計画を策定し、この2つの計画に沿って障害者施策を実施してまいりました。このたび、第2次障害者基本計画とあわせ、第4期障害福祉計画を策定いたしました。計画策定時に実施するアンケートやヒアリングにより、上がっていた課題は障害福祉サービスの充実、総合的な相談支援体制の構築、親御さんが亡くなられた後の子供さんへの将来への不安、グループホームの整備などで、当初、計画策定時と余り変わっておりません。

これまで、大竹市地域自立支援協議会とその部会活動などを通じ、当事者や関係団体の方々にも御協力いただきながら、課題の解決に向け取り組みを進めてまいりました。その結果、関係団体や大竹市地域自立支援協議会などから、通所施設の開設について具体的に御要望いただき、実現に向けて御協力いただきました。

おかげをもちまして、平成26年3月に通所施設を誘致することができ、10名程度の方が利用されております。市内に通所できる施設ができたことで、障害者の日中活動の場がふえ、これにより課題の1つである、親御さんが亡くなられた後の障害者の生活の場でもあるグループホームの整備など、新たな社会資源の誘致につながる可能性もあると考えております。この点におきましては、これまで計画を進めてきた中で、本市の障害福祉が一步前進したと考えております。

障害者の現状につきましては、年々人口が減少する中、障害者手帳の所持者がふえています。また、障害者の高齢化や、それに伴って支援者である家族の高齢化も顕著であり、示された将来への不安が目の前のものとなりつつあります。

しなしながら、当初からの課題である複雑な問題を抱えている家庭への総合的な相談支援の実施、グループホームの整備等については、実現に至っておりません。高齢化により、

家庭内での支援がだんだん難しくなっている現状に対応できるよう、今後も、障害のある方やその家族、関係団体の方々とともに協議しながら、障害福祉サービスの一層の充実に努めてまいります。

また、年度ごとに、計画の進捗状況や内容を確認し、点検し、評価を行い、必要に応じて計画を見直してまいります。その際には、大竹市地域自立支援協議会や障害者団体、当事者に主体的にかかわっていただけるような体制づくりに努め、よりニーズに合った施策が実施できるよう取り組みたいと考えております。

これからも、障害のある方が笑顔で安心して暮らせるまちとなるよう、障害のある方を初め、皆様の御意見を伺いながら、課題を解決していけるよう取り組みを進めてまいります。

以上で、細川議員への答弁を終わります。

○副議長（上野克己） 10番、細川雅子議員。

○10番（細川雅子） 10年間でできなかったこと、進んできたことと真摯に向き合う御答弁、ありがとうございます。

まず、障害福祉計画の今後の実施と見直しにつきましては、PDCAサイクルの中に、当事者の方に主体的にかかわっていただけるように、見直しもしていきたいという御答弁をいただきました。大変うれしゅうございます。

国が障害者基本法とかをつくるときなども、当事者の方に半数以上は委員として入っていただくなどの、やっぱり自分たちのことを自分たちのいないところで決めないでほしいという強い気持ちに国のほうも応えております。大竹市にそれができないことはないと思っておりますので、しっかりと当事者の方に入っていただきながら、計画の見直しをしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、できなかった大きな課題として、総合的な相談体制の整備及び市内にグループホームなどの親亡き後の生活の場をつくると、この2点がいまだ実現していないと。

そうはいいいましても、さつき作業所などが、長い間、グループホームを目指した法人化ということで、活動をずっとさつき作業所及びそれを支援する皆様による寄附活動など、長い間、取り組まれてきました。グループホームをつくるための第一歩としてのサービス事業所の誘致と、そういう面では、このたび事業所に来ていただいて、サービスをしっかりと提供していただいているということは、大きな一歩と確かに言えるかもしれません。

しかし、まだまだ道のりは遠いと思っております。いつまでたっても課題ですということなく、しっかりと目標を決めて戦略的に進めないと、いつまでたっても解決できないのではないかと思います。

この2点については、私も一般質問だけではなく、さまざまな場で御指摘してまいりましたが、なかなか前進していないことに腹立ちを覚えると同時に、また、私自身が前進への後押しとなるような決定的な提案ができていないことに対して、力不足を非常に感じております。

ただ、今第4期の福祉計画で重点施策とされております地域生活支援拠点の整備事業、これには非常に可能性があるのではないかという期待を持っております。

国の指針を見ますと、生活支援拠点に求められる機能として4点ほど挙げておりますが、まず第一に、相談事業です。ひとり暮らしやグループホームなどの体験の機会とか、場に対する相談。2番目として、ショートステイなど、緊急時の受け入れの場としての機能。3点目に、専門的な人材の確保・育成をする。4点目として、サービス拠点やコーディネーターの配置など、地域の体制づくりと、これらの機能が求められているようです。

済みません。1点目の相談事業のところ、やっぱりグループホーム等の体験の場を用意すると、そういうことでした。

生活環境協議会での説明のときには、執行部のほうからは、この地域生活支援拠点は各市町村、または各圏域に1つを整備するというので、この時点では私の準備不足もありまして、廿日市に置かれるのであろうから、本市にそのサテライトを設置することで少しでも使いやすくしてほしいという要望を示しました。しかし、この今紹介した国の指針の内容をよく見ますと、支援拠点を整備することで、本市が課題としております相談事業の総合体制づくり、また、グループホームの整備などが実現していくような気がいたします。廿日市にとわず、市町村に1つ、本市に地域生活支援拠点が配置できるように進めていきたいと思っておりますが、市のお考えをお聞かせください。

○副議長（上野克己） 福祉課長。

○福祉課長（吉原克彦） 第4期障害者福祉計画に关します国の基本指針に掲げております重点取り組みといたしまして、議員がおっしゃいましたように、地域生活支援拠点の整備があります。障害者の方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、市町村または障害福祉圏域に、平成29年度末までに少なくとも1カ所整備することが基本とされ、本市においても1カ所整備することを目標としているところでございます。

地域生活拠点、これにつきまして、今議員のほうからもありましたけども、入所や入院から地域生活への移行、親元からの自立等に関する相談、自立のため、ひとり暮らし等の体験をするための機会や場所の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、これらの支援に係る人材の確保・要請、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーター配置等による、こうした地域づくりの体制づくりを行う機能を備えた拠点のことを、国のほうで示しているものでございます。

障害者の高齢化、親亡き後の支援など、障害児者の地域生活支援や地域における課題を解決するため、この地域生活支援拠点の整備が必要になることと考えております。

今後、市内における社会資源の活用やグループホームを含めた新たな社会資源の誘致等についても、障害のある方の地域生活を地域全体でどう支えていくかという観点で、関係者や事業所と意見交換をしっかりとしながら、大竹市地域自立支援協議会の場を活用しながら、具体的な整備方法について、今後、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（上野克己） 10番、細川雅子議員。

○10番（細川雅子） 研究していきたいという前向きな御答弁でしたが、市長、今、福祉課長が御紹介いただきました、地域生活支援拠点の機能を今、紹介いただきましたが、それを聞かれて、ぜひ大竹市にあってほしいサービスだというふうには思われませんでしたで

しょうか。その辺の思いをお願いします。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） 世の中は常でございませんで、いつも不安と、それから不安全、そして絶対的な幸せでない中で、市民の皆様方、幸せを感じながら過ごしていただきたい。特に、障害をお持ちの支援が必要とされる方々には、少しでも幸せを感じながら、安心して過ごしていただきたいという思いで行政運営を自分自身はさせていただきたいというふうに思っております。

今、一歩ずつでも、そういうことを進めてまいりたいというふうに思います。特に、御苦労されている方々が、どこに相談したらいいのか、そして相談したら、どういうふうに具体的にその結論が出ていくのか、そういうことの結論まで踏まえて、社会の仕組みとしてそういうことができ上がりますように、これからも努力したいなど、今そういうふうに思っているような次第でございます。

○副議長（上野克己） 10番、細川雅子議員。

○10番（細川雅子） 今思われた市長のお気持ちを、やはり1つずつ施策に落としとして前進させていただきたいと思えます。特に、グループホームについては、今さら私が市長に、どう思われますかと聞くまでもなく、いろいろな場面で障害のある方たちをお持ちの御家族の皆様方の不安の声、いっぱい聞いておられると思えます。

1回目の御答弁では、もう待たなしになりつつあるというふうな執行部のお答えであったんですけども、もう本当に、もう待たなしではないどころか、本当にもう急を要していると。私も、いつも手をつなぐ会のクリスマス会とかにも出させていただいておりますが、去年いらっしゃった方が、ことしはお母さん見えてない。どうされましたかって聞いたら、御病気でという形で、本当に子供さんのこれからを心配している親御さん、夜も眠れない日々を過ごしておられると思えますし、それが現実になっている方も実際いらっしゃるということは、もう最初に、ふだんの暮らしが幸せなまちづくりを目指すとして申し上げましたが、もうあしたはどうなるかわからないという生活をしているところには、しっかりと対策を打っていただきたいと思えます。

触れないと言いながら、少しグループホームのことを触れましたが、市長さん、もう少し思いをお願いします。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） 心の優しさを求める議員の気持ち、本当に痛いほどわかるつもりでございます。ストレスを多く感じる日々でございますが、具体的な施設として、具体的な仕組みとして実現できるようなこと、今、議員から御提案がありましたように、確実に一歩ずつ進めるようなことを、これからもやっていきたいというふうに思います。

○副議長（上野克己） 10番、細川雅子議員。

○10番（細川雅子） 確実に一歩ずつ、当事者の人も含めて、しっかり前に進めたいと思えます。

きょうは、実は私自身も議員生活12年、最後の一般質問になりますが、支援費制度が導入された平成15年に、私、初めて議会に籍を置かせていただきました。それから12年、市



の障害者施策に議員の立場でかかわらせていただいております。

今、改めて思うのは、障害のある方たちは、特別な存在ではないということです。今、例えば横に座っておられる方が、一人で解決できない困ったことがあれば、私にできることならお手伝いするでしょう。みんな同じだと思います。ただ、障害のある方は、手伝ってほしいことが、はっきりと言えなかつたり、言いにくかつたり、逆に私たちも、どのようなお手伝いをしたらよいのかわからなかつたり、心の準備ができていなかつたりするのだと思います。

1つ紹介させていただいて終わりたいんですけども、最近うれしかったことが、市役所のエレベーターの「開ける」と「閉める」のボタンの下に、黄色いテープで、目立つテープのところに、平仮名で大きく「あける」「しめる」と書いたテープを張ってくれてるのにお気づきでしょうか。これは職員のどなたかが、誰でもわかるように心遣いをしてくれたのだと思います。使う方の立場に立って、ちょっと想像力を働かせて行動するだけで、みんなが暮らしやすくなります。福祉課だからということだけではなくて、全職員の皆様に、全ての施策でユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、やり続けてほしいと願っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（上野克己） 以上で、一般質問を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

なお、再開は、14時20分を予定いたしております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

14時03分 休憩

14時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第5〔一括上程〕

報告第2号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第4号 大竹市土地開発公社の経営状況について

認 第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））

○議長（寺岡公章） 日程第3、報告第2号繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）から日程第5、認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））に至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第2号、報告第4号及び認第3号につきまして、一括して御報告並びに御説明申し上げます。

初めに、報告第2号繰越明許費繰越しの報告について、御説明申し上げます。

平成26年度の一般会計予算のうち、平成27年度への予算を繰り越した事業につきまして、このたび繰越計算書を調整いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

第2款総務費の市ホームページ更新事業及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略調査事業、玖波駅西口駅舎開設事業、第3款民生費の保育所等の環境充実事業、第7款商工費のプレミアム付商品券発行事業、第9款消防費の防災情報メールシステム整備事業につきましては、いずれも平成26年度、国の補正予算による「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を財源として予算化しましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

第2款総務費の公共料金一括支払いシステム構築事業につきましては、システム構築手法の検討に時間を要し、年度内に完了しなかったため、繰り越したものでございます。

第4款衛生費の可燃ごみの広域処理事業につきましては、事業主体である廿日市市の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

第8款土木費の玖波駅西口整備事業につきましては、一部工事の延期により年度内の工事完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

道路建設負担事業及び県営事業負担金につきましては、広島県が施工する道路及び砂防・港湾の整備について、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

元町南栄排水路改良事業につきましては、事前工事に時間を要したため、年度内の工事完了が困難となり、繰り越したものでございます。

第10款教育費の旧阿多田小学校解体等事業につきましては、平成26年8月の豪雨災害による道路等の崩壊のため、解体廃棄物の搬出等ができず、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

アゼリアホールの天井改修設計事業につきましては、改修工事の施工方法の決定までに時間を要し、年度内での事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

第11款災害復旧費につきましては、平成26年8月の豪雨災害によるものでございますが、阿多田農道災害復旧事業及び旧阿多田小学校体育館災害復旧事業につきましては、災害発生後の設計等に時間を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号大竹市土地開発公社の経営状況について、御報告申し上げます。

まず、一般会計の事業概要でございますが、平成26年度中に取得した用地はございません。処分いたしました用地は、沖山団地造成事業用地1区画及び南栄3丁目宅地造成事業用地2区画の計3件を総額7,666万1,783円で処分いたしました。

次に、収益的収支につきまして、御説明申し上げます。

収入総額は8,812万4,792円であり、支出総額は1億7,375万4,592円で、差し引き8,562万9,800円の純損失となりました。

続きまして、特別会計の事業概要について、御説明申し上げます。

この特別会計は、岩国大竹道路事業に関する用地の先行取得を行うための会計でございます。

ます。平成26年度中の用地の取得面積は883.67平方メートルで、取得費用は9,599万4,233円でございます。処分いたしました用地は、国土交通省による再取得用地で、処分面積は7,374.84平方メートルでございます。処分価格は、12億2,217万8,085円でございます。

収入総額は12億2,217万8,268円であり、支出総額は12億2,217万8,085円で、差し引き183円の純利益となっております。

なお、財務諸表につきましては、決算書に記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

続きまして、認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））につきまして、御説明申し上げます。

本件は、平成26年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することが明らかとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成27年度の歳入を繰り上げて、これに充てるための予算措置が必要となりました。

しかしながら、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年5月20日付で専決処分をいたしましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決いたしました補正予算は、歳入歳出予算総額に5億5,972万9,000円を追加し、予算総額を12億7,689万2,000円としたものでございます。

今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、平成26年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入総額は7億5,683万4,060円となる見込みでございます。歳入の主なものは、自然公園用地として一般会計が購入した大願寺地区土地売払収入が5億円、晴海商業用地の土地貸付収入が約2,300万円、一般会計繰入金が約2億2,200万円でございます。

歳出の主なものは、各造成地の維持管理経費や地方債の繰上償還を含む公債費などが約8億1,800万円となります。これに平成25年度決算における繰上充用金約4億9,900万円を加え、歳出の総額は13億1,656万2,512円となる見込みでございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと5億5,972万8,452円が不足となる見込みであり、この金額を平成26年度の不足額として、平成27年度の歳入を繰り上げて充用したものでございます。

以上で、報告第2号、報告第4号、認第3号の御報告並びに御説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、報告第2号及び報告第4号の2件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第3号を採決いたします。

認第3号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、認第3号は、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

十 日程第6 報告第3号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計） 十

○議長（寺岡公章） 日程第6、報告第3号予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 平田安希雄 登壇〕

○上下水道局長（平田安希雄） それでは、報告第3号予算繰越しの報告について、御説明申し上げます。

本件は、平成26年度大竹市水道事業会計及び平成26年度大竹市公共下水道事業会計の建設改良費の繰り越しを、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものでございます。

最初に、水道事業会計における繰り越しの内容でございます。

防鹿地内、国道186号配水管改良工事は、管渠を布設する予定であった道路で、広島県施工の防鹿トンネル工事に伴う片側の道路交通規制が実施されたことにより、本工事の進捗にも影響が生じまして、年度内完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、立戸配水池管路敷災害復旧測量・調査・設計業務は、関係地権者との調整のほか、工法の検討に時間を要したため、年度内完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続いて、公共下水道事業会計における繰り越しの内訳でございます。

小島汚水中継ポンプ場合流式沈砂池設備改築更新工事は、平成26年度内に沈砂設備の改築更新を図ることとしておりましたが、工事に係る設計業務等に時間を要したため、年度内完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、防鹿地区管渠布設工事でございますが、これは水道管とあわせて下水道管の布設を行うことを予定していたものであり、先ほど水道事業会計の防鹿地内、国道186号配水管改良工事でも御説明いたしました同じ理由により、事業の繰り越しを行ったものでございます。

最後に、玖波第1汚水中継ポンプ場2号汚水ポンプ取替工事でございますが、平成26年12月末に、3台ある汚水ポンプのうち1台が故障したため、取替工事を行うこととしておりましたが、年度内完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第3号の説明を終わります。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7～日程第8〔一括上程〕

報告第 5号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

議案第38号 訴えの提起について

○議長（寺岡公章） 日程第7、報告第5号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）及び日程第8、議案第38号訴えの提起についてを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 大和伸明 登壇〕

○建設部長（大和伸明） 報告第5号及び議案第38号につきまして、一括して御報告並びに御説明を申し上げます。

初めに、報告第5号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、東栄3丁目地内の大竹港港湾施設、東栄3号岸壁内で発生しました物損事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年5月14日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による相手方の損害額は4万6,872円でございます。市の過失が10割といたしまして、損害賠償額は4万6,872円で、その内容は解決金でございます。債権者はお手元の資料の方であり、市に瑕疵があったため、損害賠償の責任を負うものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。

平成27年4月22日午前10時40分ごろ、東栄3丁目地内の大竹港港湾施設内の東栄3号岸

壁において、大竹港港湾詰所常駐の土木課嘱託員が、日常業務として草刈り作業をしていたところ、債権者が駐車していた車両に小石が飛び跳ね、左側後部窓ガラスに当たり破損したものでございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険から全額補填されるものでございます。

本件につきましては、作業中の不注意により事故が発生したことにつきまして、深く反省しているところでございます。今後は、事故の未然防止のため、草刈り作業やその他関連業務においても安全管理の徹底を図り、万全を期す所存でございます。

続きまして、議案第38号訴えの提起について、御説明申し上げます。

初めに、訴えの相手方でございますが、議案書に上げている方でございます。

次に、本件の訴えの提起に至った経緯と内容を御説明申し上げます。

本件の対象土地である小方字甲島6000番1及び2の土地の一部については、昭和41年12月6日に、本件の相手方の父から、市内の学校給食用の牛乳需要に応ずるため、本件土地を利用して酪農を行いたい旨の陳情がありました。

この陳情については、昭和42年1月11日、同年2月28日、同年3月20日の3回の総務委員会の審査を経て、同年3月27日の本会議で採択されました。この陳情が採択されたことから、昭和42年5月1日付で相手方の父と市有財産貸付契約を締結し、家畜の放牧及びそれに伴う施設を用途として、おおむね3年間の貸し付けを行い、以降、貸付期間の更新を行ってきました。

昭和63年にその父が亡くなられたことから、相続人である、その父の子である相手方と引き続き貸し付けを行うこととし、以降、平成26年3月末まで契約の更新を行ってきたところでございます。

しかしながら、近年、市有財産の管理のあり方の見直しを進めていく中で、当該甲島の土地の現在の利用状況を平成25年9月19日に現地で確認したところ、貸付用途としての利用が認められませんでした。

市としましては、その対応につきまして、当初の貸付経緯を踏まえ、慎重に検討を重ねてきたところでございますが、当該土地の利用状況の確認が容易でないこと、その確認に要する海上タクシー等の費用が土地の貸付料に相当するなど、市にメリットが少ないこと、そして市が所有する財産を公的な理由もなく、特別の事情も認められない一個人に貸し続けることは、公平性の観点からもできかねることなどの理由から、平成26年3月31日の契約期間完了をもって新たな契約更新を行わないこととし、現地にある工作物の撤去、及び本件土地の明け渡しを相手方に求めておりました。

そうしたところ、相手方は、これまでの経緯や牧場として使用している旨を主張し、調停の申し立てをされましたので、平成26年5月9日に行われました大竹簡易裁判所での調停の場に出席いたしました。残念ながら、この調停では、双方の主張が折り合わず、不調に終わっております。

その後、相手方は新たに、本件土地については農地法の適用があり、市には本件土地の貸付契約を更新する義務がある旨を主張され、本件土地の明け渡しを拒否されましたので、

相手方との協議をした結果、大竹市農業委員会が現況確認を実施し、本件土地に農地法の適用があるか否かを判断していただくこととなりました。

平成26年6月13日に農業委員4名で現況確認が行われ、その際には相手方も同行し、農業委員に対し、土地の利用状況の説明を行っておりました。この現況確認の後、大竹市農業委員会から、同委員会による審議を経て、平成26年6月25日付で、本件土地は農地法の適用がない土地である旨の回答がありました。

これを受け、市では平成26年7月9日付で、再び相手方に対し、工作物の撤去及び本件土地の明け渡しを求めました。しかし、相手方は、農業委員会による確認は事実誤認であり、本件土地は農地法の適用がある土地である旨を再度主張し、工作物の撤去及び本件土地の明け渡しを拒否いたしました。

その後、平成26年8月11日付で、相手方代理人の弁護士から本市に対し、引き続き本件土地の貸付契約を交わすよう和解上申書が提出されましたので、この旨を市の顧問弁護士を通じて拒否いたしました。

こうした経緯を踏まえ、本年1月末までに本件土地の明け渡しを行うよう、平成26年12月2日に再度通知をしましたが、相手方は、その後も引き続き借り受ける権利を主張され、平成26年度の賃料を法務局に供託いたしました。

市としましても、本件解決に向けて譲歩し、期限を延長して本年3月末までに工作物の撤去及び本件土地の明け渡しを行うよう、本年2月10日に通知をしましたが、その後、現在に至るまで明け渡しを行う旨の連絡もいただいていない状況でございます。

また、2月10日の通知のころから、相手方宅横の空き地にホルスタインの子牛が2頭飼われているのを職員が確認しておりました。このうち、1頭は3月中旬ごろから姿が見えなくなり、もう1頭も4月には姿が見えなくなり、かわって黒い子牛が4月初旬から見られるようになりました。

本年4月27日に甲島の現地調査を実施したところ、本件土地へ設置された工作物等の撤去がなされていないことに加え、新たにホルスタインの子牛が放牧されていることを確認いたしました。確認できた牛は、この1頭だけでございました。

市といたしましても、まことに残念ではございますが、本件土地については、訴訟によるほか解決する手段がないものと判断し、工作物の撤去及び本件土地の明け渡し、並びに平成26年4月1日から本件土地の明け渡しが完了するまでの期間の使用料相当損害金を求める民事訴訟を提起するに至ったものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第5号及び議案第38号の御報告並びに御説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） ただいま、るる御説明いただきました時系列についての資料を出していただけないでしょうか。日付別に。口頭でずっと言われたのを記録とれませんか、ち

よつと調査したいと思います。よろしくお願ひします。議長、ええでしょうか。

○議長（寺岡公章） 質疑ではありませんが、そういう要望ございましたが、準備できますか。

建設部長。

○建設部長（大和伸明） 準備させていただきます。

○議長（寺岡公章） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます

これをもって質疑を終結いたします。

本2件のうち、報告第5号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第38号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第9～日程第11〔一括上程〕

認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）

議案第39号 大竹市太陽光発電設備基金条例の制定について

議案第42号 大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に関する協議について

○議長（寺岡公章） 続いて、日程第9、認第1号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）から日程第11、議案第42号大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に関する協議についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） 認第1号、議案第39号及び議案第42号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第1号専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることになり、直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じましたが、市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で大竹市税条例等の一部を改正する条例の制定について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に御報告し、これの御承認をお願い申し上げます。

それでは、改正条例の主な概要について、御説明させていただきます。

まず、1点目として、市民税に関する改正でございます。

個人市民税では、住宅借入金等特別控除の適用期限が1年半延長されたことに伴い、所要の措置を講じるものでございます。



次に、いわゆるふるさと納税におきまして、確定申告が不要な給与所得者等が平成27年4月1日以降に行う寄附について、確定申告を伴わずに控除を受けられる仕組みが創設されたこと等に伴い、条項の新設を講じるものでございます。

法人市民税では、均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴い、所要の措置を講じるものでございます。

2点目として、固定資産税に関する改正では、固定資産税の負担調整措置を平成29年度まで3年間延長するものでございます。

次に、課税標準の特例措置の対象といたしまして、新たにサービスつき高齢者向け住宅を加え、その価格に3分の1を乗じて得た額を課税標準と規定するものでございます。

3点目として、軽自動車税に関する改正では、一定の環境性能を有する四輪車等につきまして、その燃費性能に応じたグリーン化特例、いわゆる軽課が創設されたことに伴い、条項の新設を講じるものでございます。

次に、減免申請の提出期限を「納期限前7日」から「納期限まで」に改めるものでございます。

次に、平成26年大竹市条例第23号におきまして、平成27年度分以後の年度から適用することとしておりました原動機付自転車及び二輪車に係る税率につきまして、適用開始時期が1年間延長されたことに伴い、所要の措置を講じるものでございます。

4点目として、都市計画税に関する改正では、固定資産税における改正と同様、土地の負担調整措置の延長、地方税法等の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行うものでございます。

以上が、改正の主なものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、経過措置につきましては、市民税に関するものは附則第2条、固定資産税に関するものは附則第3条、軽自動車税に関するものは附則第4条、都市計画税に関するものは附則第5条に、それぞれ規定しております。

以上、認第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第39号大竹市太陽光発電設備基金条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、木野集会所に設置する太陽光発電設備から生じる売電収入を、グリーンニューディール基金事業で設置した太陽光発電設備の維持管理及び更新に要する財源に充てるために、基金条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は、基金の設置目的について、第2条は、基金への積立額について、第3条は、基金に属する現金の管理方法について、第4条は、基金の処分について、第5条は、基金の運用から生ずる収益について、第6条は、委任規定について定めたものでございます。

最後に附則でございますが、条例の施行期日を定めたものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

続きまして、議案第42号大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に

関する協議について、御説明申し上げます。

現行の一般廃棄物のごみ固形燃料化による福山リサイクル発電事業への参画が平成30年度末で満了となります。このため、平成31年度以降の一般廃棄物の処理について、焼却処理に係る事務を廿日市市へ事務委託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、廿日市市との協議により規約を定める必要があります。

つきましては、同条第3項において準用する、同法第252条の2の2第3項本文の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

それでは、規約の内容について、御説明申し上げます。

第1条では、本市が廿日市市に委託する事務の範囲について、第2条は、委託事務の管理及び執行の方法について、第3条は、委託事務に要する経費の負担等について、第4条は、委託事務に係る収入及び支出の廿日市市予算への計上について、第5条は、決算の要領を公表した際の措置について、第6条は、相互に連絡調整を図るための連絡会議の開催について、第7条は、委託事務に適用される廿日市市の条例等を制定または改廃しようとする場合の措置について、第8条は、委託事務に係るその他必要な事項について、それぞれ定めております。

最後に附則でございますが、本委託事務については、平成31年度からの実施を予定しているところであり、この規約の施行期日について、双方が協議して定めることを規定しております。

以上で、認第1号、議案第39号及び議案第42号の御説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本3件のうち、認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第1号を採決いたします。

認第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、認第1号は、これを承認することに決しました。

議案第39号及び議案第42号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12～日程第13〔一括上程〕

認 第 2号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）

議案第40号 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 続いて、日程第12、認第2号専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）及び日程第13、議案第40号大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 正木丈治 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 認第2号及び議案第40号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第2号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本件は、本年4月10日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布され、同日から施行されたことに伴い、大竹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定が必要となったものでございます。

政令の内容でございますが、第1号被保険者、すなわち65歳以上の方のうち、保険料の所得段階が第1段階に該当する低所得者の保険料率について、基準額に乗じる割合を0.5から0.05を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合とするものでございます。これは、消費税引き上げによる公費を投入して低所得者の負担軽減を行う仕組みとして設けられたものであり、当該軽減に係る費用は、国・都道府県及び市町村の拠出金で賄われる予定でございます。

本市におきましては、平成27年度から平成29年度までの3年間、保険料の所得段階が第1段階の方について、基準額に乗じる割合を0.5としておりますが、この割合から、国の基準どおりの0.05を減じた0.45とし、保険料年額を3万138円から2万7,125円に減額いたします。これに伴いまして、大竹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定が必要となりましたが、保険料の当初賦課に間に合わせる必要があり、特に緊急を要したことから、本年4月16日付で専決処分を行ったものでございます。

なお、本条例は、公布の日である本年4月16日から施行し、本年度の保険料から適用しております。

以上で、認第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第40号大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について、

御説明申し上げます。

本件は、大竹市総合福祉センターの利用について、これまで民間企業など営利団体の利用については慎重に対応していたところですが、本施設本来の用途や施設設置目的を妨げず、指定管理者が柔軟に許可できるよう条例の一部改正を行うものでございます。

これまで、指定管理者は、特定の人または法人が物品販売等を通じて収益が生じるような営利活動については、施設等の利用を許可しないものとしておりました。また、企業等が行う研修会、講習会及び営利目的での説明会等についても、施設等の利用を許可をしておりませんでした。

しかしながら、施設の立地条件等を見るに、一層の有効活用を図ることは、市全体の利益につながると判断できるため、施設本来の用途や設置目的を妨げない限度において、企業等が行う活動についても柔軟に使用許可ができるようにするものでございます。

最後に、条例の施行日を公布の日からするものでございます。

以上、簡単ではございますが、認第2号及び議案第40号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本2件のうち、認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第2号を採決いたします。

認第2号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、認第2号は、これを承認することに決しました。

議案第40号は、生活環境委員会へ付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第41号 大竹市立学校設置条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第14、議案第41号大竹市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。  
教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） 議案第41号大竹市立学校設置条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

この改正の内容でございますが、平成27年9月1日からの玖波小学校の位置を変更しようとするものでございます。

今年度から来年度にかけて玖波小学校の改築を行いますが、学校の前の道路の幅が狭い、また、グラウンドへの出入り口が1カ所しかない、敷地面積が他の学校に比べて狭いなど、児童が玖波小学校に通っている状況での工事施工には、工事・教育両面での制約が数多くあります。このため、児童の安全・安心の確保、また、工事期間の短縮のため、工事期間中は玖波小学校の児童は、一時的に玖波中学校に通学することとしています。

このため、学校設置条例の玖波小学校の位置の変更をしようとするものでございます。

なお、新校舎の完成は、平成29年2月末を予定しております。新校舎での授業開始は、平成29年4月からとなりますので、平成29年4月1日から、再度、玖波小学校の位置を変更するものです。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第41号の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第16〔一括上程〕

平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書採択について

平成27年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

○議長（寺岡公章） 日程第15、平成27年請願第1号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書採択について、及び日程第16、平成27年請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを一括議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

ただいま議題となっております平成27年請願第1号は、生活環境委員会に、平成27年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月2日から6月14日までの13日間、休会いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、6月2日から6月14日までの13日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することと決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

6月3日午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、その終了後、議会改革調査会を、6月4日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員政策研究会を、6月5日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、その終了後、安心安全対策特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

また、安心安全対策特別委員会終了後、議長室において、各派代表者会議を開催いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

6月15日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

15時03分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月1日

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

大竹市議会副議長 上 野 克 己

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 北 林 隆

+